

1 1 部活動特別推薦制度の廃止

本件高校は、2022（令和4）年度から、入学者選抜において、部活動特別推薦制度を廃止した。

推薦入学の要件の一つとして「スポーツ活動」「文化活動」等の実績等について自分を表現することができるものが挙げられているのは従来どおりである。

第8 本件事案発生後の県教委の対応

1 事件発生を覚知した経緯

県教委は、2021（令和3）年1月30日、本件高校の校長Jから、本件事案の発生について、電話で連絡を受け、緊急連絡第1報告書の提出を受け、引き続き、同年2月1日、児童生徒の事件等報告書の提出を受けた。

2 県教委の対応

(1) 県教委は、本件について、県立学校教育課・保健体育課で対応することとし、同年2月1日、職員2名を本件高校に派遣した。

本件についての報道対応は、当初は本件高校の教頭Kが担当していたが、県立学校教育課で対応することとした。

同月8日付けで、本件高校から「子供の自殺がおきたときの背景調査における基本調査報告書」が提出された。

(2) 上記基本調査報告書が提出されたことを踏まえ、本件の詳細調査を実施すべく、県立学校教育課は教育庁三役会議（以下「三役会議」という。）への報告・決定を経て、第三者調査委員会を設置することとした。なお、三役会議のメンバーは、教育長、統括監2名、参事2名で構成される。三役会議については、議事録、メモなど協議された内容について記録が残されることはない。

(3) 三役会議での決定に従い、2021（令和3）年2月15日、県立学校教育課は、「高校生の自殺事案について」と題する文書を作成し、事件発生の経緯、同日までの本件高校における基本調査の概要のほか、今後の対応を下記のとおりとすることを決めた。

記

- | |
|--|
| <p>① 詳細調査：教育委員会より、詳細調査のため、第三者の調査チーム（弁護士2名、公認心理師2名）を派遣。（2月15日～3月5日）</p> <p>② 遺族への関わり：校長を通じて、連絡等を継続的に行う。</p> |
|--|

- ③ 情報発信等：記者会見等の対応については、詳細調査チームの報告を待って、御遺族の心情等に配慮しながら判断する。
- ④ 保護者への説明：当該部員保護者への説明会を予定。
- ⑤ 生徒の心のケア：緊急支援のSC2名を派遣継続中。（2月3日派遣開始）

なお、教育長から、第三者の調査チーム（弁護士2名、公認心理師2名）に派遣依頼を出した段階で、調査期間を2021（令和3）年2月15日から同年3月5日までとした上で調査対象者の設定がされていた。この点について、教育長や教育庁職員は遺族から了承を得たと述べるが、遺族は了承した記憶はないと述べている。

3 第三者調査委員会の設置

2021（令和3）年2月10日、教育長は、本件の背景調（詳細調査）を実施するため、上記の調査期間を定めた上で、詳細調査報告書の提出期限を同年3月5日として、沖縄弁護士会及び沖縄県公認心理師協会に対し、調査委員各2名の推薦を依頼した。同月12日に沖縄弁護士会より調査員2名の推薦、同月14日に沖縄県公認心理師協会から調査員2名の推薦がそれぞれなされた。

そして、同月15日に教育庁は、前記調査委員の推薦を承諾し、同月16日、調査委員へ正式に調査を依頼し、県立学校教育課は調査概要の説明を行った。

4 第三者調査委員会による詳細調査及び調査終了後の対応

第三者調査委員会は、同月18日から24日までの期間に、遺族、本件高校の管理職、教員、空手部部員、顧問Xへのヒアリング調査を行い、同年3月5日に教育庁へ詳細調査報告書を提出した。

これを受けて、教育庁は、同月8日詳細調査報告書概要版を作成し、同月9日に遺族へ詳細調査報告書を提示した。

そして、教育庁は、同月13日に遺族へ詳細調査報告書概要版を提示し、説明を行い、さらに同月18日に顧問X、遺族へ詳細調査報告書等を提供し、同月19日に沖縄県庁において記者会見を行った。

5 遺族とのやり取りについて

- (1) 2月15日 遺族へ詳細調査の説明及び調査委員の承諾。

なお、調査期間・調査対象について遺族から了承を得られたという点に認識の違いがあることは上記のとおりである。

(2) 3月3日 詳細調査継続の要望。

原調査委員会から遺族に対し、詳細調査の経過報告がなされるということで、遺族、部員■の保護者、■■■■○氏は、県庁に赴いた。その際に、原調査委員の委員4名、教育庁の担当者2名から、調査の終了及び3月5日に詳細調査報告書を提出するとの報告を受けたが、遺族らは、調査継続を要望した。

(3) 3月9日 遺族へ詳細調査報告書を提示。

(4) 3月11日 遺族へ基本調査報告書の開示請求について説明。

(5) 3月13日 遺族へ詳細調査報告書〔概要版〕の提示、説明。

遺族は、3月19日の記者会見に当たって、学校名や部活動名を明らかにすることを要望した。県立学校教育課は、「県が判断します。」と回答した。そして、記者会見では、学校名は公表したが、部活動名を公表せず、そのことを遺族の要望と説明した。部活動名の非公表は、教育庁の三役会議で方針を定めたものであり、事前の想定問答にも部活動名非公表の理由は、遺族の要望であると記載されていた。

(6) 3月18日 遺族へ詳細調査報告書等を提供。

6 顧問Xに対する調査・懲戒処分について

(1) 学校人事課によるヒアリング調査

学校人事課は、顧問Xの非違行為の有無を調査するため、2021（令和3）年4月14日から5月31日までの間、顧問X、遺族、本件高校の管理職をはじめとする教職員、空手部員からヒアリングを行った。空手部員のヒアリングを行ったのは、学校人事課の職員のみであり、公認心理師など心理の専門家は同席しなかった。

分限懲戒審査委員会は、統括監2名・参事2名・県立学校教育課長・義務教育課長で構成される。上記ヒアリング内容などの資料を踏まえて、沖縄県教育委員会は、同年7月29日第8回定例会において、顧問Xについて、懲戒免職処分とした。

(2) 本件高校管理者の処分について

校長Jは、同年3月31日をもって定年退職したことから、そもそも分限懲戒審査委員会の処分検討対象とはならなかった。教頭Kについては、あくまで管理監督責任者は学校長であり、教頭は学校

長が欠けた時の代理として管理監督責任を負うにすぎないことから、本件で教頭Kについての処分をしないこととなった。

7 県立学校部活動の実態調査

(1) 2020（令和2）年度

保健体育課は、2020（令和2）年度の県立学校部活動における暴力・暴言・ハラスメント等の実態を把握し、部活動の在り方の改善を図るための基礎資料とするために、下記の要領で、部活動の実態調査を行った。

記

対	象：沖縄県の県立学校（県立中学校を除く）80校（全日59、定通10、特支11）の管理職、部活動指導者、部員、部員の保護者
調査対象期間：	令和2年度（4月～令和3年3月末迄）の発生事案
回答期間：	令和3年4月1日～4月18日迄
調査結果概要：	調査対象は、管理職・指導者・部員・保護者 調査総数40、171名、回答者12、737名 回答率31.7%
(内訳)	
管理職	143名 回答者132名 回答率92.3% (全日制95.8% 定通制100% 特支57.1%)
指導者	3948名 回答者1807名 回答率45.8%
部員	18040名 回答者6539名 回答率36.2%
保護者	18040名 回答者4259名 回答率23.6%

調査結果概要は下記のとおり（抜粋）。

記

- ・「指導者からの体罰・ハラスメントを受けたことがあるか」については、部員133名（2.0%）、保護者122名（1.9%）が「あった」と回答している。
- ・「体罰・ハラスメントが解決されたか」については、管理職19名（100%）指導者14名（100%）が「解決した・解決に向かっている」と回答しているのに対し、部員（66.2%）、保護者99名（81.1%）が「解決されていない」と回答しており、部員及び保護者と、管理職及び指導者の認識に大きな乖離がある。

・日頃の指導者の指導について、「⑤日常的に高圧的・威圧的な指導となっている」の回答が、部員291名(3.3%)・保護者149名(2.6%)となっている。

(2) 2021(令和3)年度

保健体育課は、令和2年度に続き、2021(令和3)年度も下記の要領で、県立学校部活動実態調査を行った。

記

対 象：沖縄県の県立学校(県立中学校を除く)75校(全日58、定通10、特支7)の管理職、部活動指導者、部員、部員の保護者

調 査 方 法：県立学校インターネット回線を用いて、アンケート調査を実施

調査対象期間：令和3年4月～11月の事案

回 答 期 間：令和3年12月6日～令和4年1月14日

調査結果概要：調査総数56791名、回答者15088名
回答率26.6%

(内訳)

管理職172名 回答者152名 回答率88.4%(92.3%)

指導者3841名 回答者2332名 回答率60.7%

部 員26389名 回答者9084名 回答率34.4%

保護者 2638.9名 回答者3520名 回答率13.3%

調査結果概要は下記のとおり(抜粋)。

記

・「部活動で暴力・暴言・ハラスメントを受けたことがあるか」について、部員225名(2.5%)、保護者115名(3.3%)が「ある」と回答。

・「暴力・暴言・ハラスメントが解決されていない」と回答したのは、管理職27名中1名(3.7%)、指導者19名中2名(10.5%)に対し、部員では、225名中173名(76.9%)、保護者115名中90名(78.3%)となっており、部員及び保護者と、管理職及び指導者の認識に大きな乖離がある。

(3) 2022(令和4)年度

保健体育課は、2022（令和4）年度も下記の要領で、県立学校部活動実態調査を行った。

記

対	象：沖縄県の県立学校（県立中学校を除く）73校（全日58、定通9、特支6）の管理職、部活動指導者、部員、部員の保護者
調	査方法：県立学校インターネット回線を用いて、アンケート調査を実施
調	査対象期間：令和4年4月～11月の事案
回	答期間：令和4年12月12日～令和5年1月20日
調	査結果概要：調査総数55236名、回答者12107名、回答率21.9%
	（内訳）
管	理職172名 回答者168名 回答率97.7%
指	導者3654名 回答者1798名 回答率49.2%
部	員25705名 回答者7483名 回答率29.1%
保	護者25705名 回答者2658名 回答率10.3%

調査結果概要は下記のとおり（抜粋）。

記

- ・依然として部員157名（2.1%）、保護者90名（3.4%）が「暴力・暴言・ハラスメントを受けたことがある」と回答している。
- ・「暴力・暴言・ハラスメントが解決されていない」と回答したのは、管理職32名中4名（12.5%）、指導者14名中1名（7.1%）に対し、部員157名中102名（65.0%）、保護者90名中78名（86.7%）となっており、部員及び保護者と、管理職及び指導者の認識に大きな乖離がある。
- ・指導者の指導方法について、部員の308名（3.0%）が「日常的に高圧的・威圧的な指導となっている」と回答している。
- ・専門の指導者へ校外で年1回の研修受講を義務化しているが、955名中573名が受講していない。

8 「運動部活動等の在り方に関する方針」等の見直し

(1) 「運動部活動等の在り方に関する方針」の改訂

県教委は、2018（平成30）年12月に「運動部活動等の在り方に関する方針」、2019（平成31）年4月に「文化部活動等の在り方に関する方針」を策定していたが、本件事案の発生を受けて、2021（令和3）年4月に両方針の改定に向けた検討委員会を設置し、2021（令和3）年12月、「部活動等の在り方に関する方針（改定版）」を策定・公表した。また、「部活動等における暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けた取組」も合わせて策定し、「子どもの権利条約」も引用しつつ、子どもの権利の保障や暴力・暴言・ハラスメントの根絶に取り組むことを表明している。

改訂された「部活動等の在り方に関する方針」の主な内容をまとめると、以下のとおりである。

2 望ましい部活動の在り方

(1) 部活動の位置付けと意義

部活動は、子どもたちがスポーツや文化、科学等に親しむことを通じ、互いに協力し合って友情を深めるという良好な人間関係の形成、自己肯定感や学習意欲の向上、責任感や連帯感、自主性や自律性の涵養等に資するものである。

また、部活動は、学校内における授業とは異なり、それぞれの子どもがそれぞれの嗜好に合わせて自らの意思で自主的に参加する特定の活動であり、子どもの個性を伸ばす場となる。

さらに、部活動は、子どもたちに楽しさや喜び、やりがいのみならず、失敗や挫折等を通して、それらを乗り越えることの重要性を感受する情緒的体験を含むものであり、子どもたちの精神的な成長に資するものである。

(2) 望ましい部活動の在り方

部活動の指導では、子どもの人格や人権を尊重し、子どもの意思や成長を最優先に考えなければならない。

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一貫として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組まなければならない。

部活動の指導においては、継続的にスポーツや文化、科学等の活動を行う上で、勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは自然なことであり、それを学校が支援すること自体が問題とされるものではないが、勝利至上主義（大会等で勝つ

ことのみを重視し過重な練習を強いる等)に陥らない指導を強く求めるものである。

3 適切な指導・運営及び管理のための体制の構築

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、学校の設置者(教育委員会等)が策定した「設置する学校に係る部活動の方針」等に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を再検討し、策定する。

イ 指導者は、以下を作成し、校長に提出する。

○年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)

○毎月の活動計画

○活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)

ウ 校長は、上記アの活動方針及び上記イの活動計画や活動実績を、学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 県教委(保健体育課・文化財課)は、上記ア・イに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定、活動実績の報告等が効率的に行えるよう、活用しやすい様式の作成を行うとともに、必要に応じて市町村教育委員会の支援を行う。

(2) 指導・運営及び管理に係る体制の構築

ア 部活動の設置

○校長は、適切な部活動の運営ができるよう、適正な数の部活動を設置する。

○校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置を検討する。但し、新規部活動設置の際は十分な審議を経て判断する。

○校長は、学校の実態に応じて複数顧問制に取り組む。

○学校の設置者(教育委員会等)は、生徒の活動機会の創出と教職員の負担軽減を図るため部活動指導員の任用・配置に努める。

○指導者は、「年1回」、学校の設置者(教育委員会等)や学校、各競技団体等の開催するいずれかの研修を受講しなければならない。

4 適切な指導の実施

(1) 指導における留意点

ア 校長及び指導者は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び暴力・暴言・ハラスメントの根絶についての取組を徹底する。

イ 練習及び練習試合では、生徒の安全管理を最優先する。天候の変動等により生徒の安全を確保できない場合は活動の中止や延

期、計画の見直し等、適切に対応する。

(2) 部活動用指導手引の普及・活用

中央競技団体や関係団体の指導の手引を活用する。

5 適切な休養日等の設定

○高等学校では、休養日は週当たり2日以上（平日1日、週末1日）。活動時間は平日2時間程度、休業日3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。中学校も上記を参考に適切な運用をお願いするものである。

○高等学校においては、学校の実態により多様な活動が行われていること、競技種目や芸術文化の各分野によって様々な活動形態等が考えられることを考慮する。

○小学生が参加するスポーツ少年団等や芸術文化等の活動においては、「休養日は週当たり3日以上（平日2日、週末1日）。活動時間は平日2時間以内、休業日3時間以内」を参考に適切な活動に取り組むことをお願いするものである。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

○各学校の部活動が参加する大会等は、学校教育団体が主催又は共催する大会とし、それ以外の大会等や地域の行事等への参加については、実態に応じて各学校で精査する。

○市町村教育委員会においては、学校教育団体と連携し、市町村立中学校の部活動が参加する大会数の 上限の目安等を策定する。

○小学生が参加する大会等について、各団体等は見直しを検討する。

7 地域との連携等

○市町村教育委員会及び市町村立小中学校では、学校施設開放事業を推進する。

○県立学校では実態に応じて学校施設開放事業を検討する。

8 休日の部活動の段階的な地域移行へ向けて

○県教委は、スポーツ庁等が示す「段階的な地域部活動移行」等について、県所管課や地域の総合型スポーツクラブ等と連携し、持続可能な運営体制を整備する。

○県教委は、スポーツ庁等の動向を注視し、生徒の活動機会の創出と教職員の負担軽減を図るため、持続可能な運営体制の構築に向けて、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、学校単位の部活動に代わりうる生徒の活動機会の確保・充実のための方策を検討し具現化していく。

上記の「部活動等に在り方に関する方針（改定版）」には「暴力・暴言・ハラスメント根絶のためのチェックシート（指導者用）」が添付されている。そして、このチェックシートのチェック項目の2つ目は「部員によって異なる呼び方をしていないか。（「さん・君」で呼ぶ部員と、呼び捨てや愛称で呼ぶ部員等）」と記載されている。

これは、部員によっては異なる呼び方をする点を問題とするだけで、「さん」付けを推奨していない点で、2018（平成30）年以来、県教委自身が「『問い』が生まれる授業サポートガイド」において、他者を尊重する意識の第一歩として児童生徒の「さん」付けを呼びかけてきたことと比較すると、後退したチェック項目となっている。

- (2) 「信頼される教職員をめざして一人権ガイドブック」の改訂
県教委は、2000（平成12）年2月に作成した「信頼される教職員をめざして一人権ガイドブック」を2007（平成19）年に改訂していたが、本件事案を受けて、2023（令和5年）2月に同ガイドブックを全面的に改訂した。もっとも、「一人権ガイドブック」では、「子どもの権利条約」について取り上げていない。

9 部活動の実態調査後の取組（2022（令和4）年度まで）

(1) 県立学校に対する主な取組

- ア 年度初めや各学期中に、服務研修等を実施し、その中で「管理職用、指導者用チェックシート」を活用し、所属する教職員をはじめ指導者に対し、コンプライアンス遵守の徹底及び暴力・暴言・ハラスメントの根絶に関する意識の向上や、暴力・暴言等を生まない部活動環境になっているか部活動指導の振り返りと点検・改善。
- イ 2022（令和4）年度においては、指導者を対象にオンデマンド等を活用し、「スポーツにおけるハラスメント」等、人権教育を含め部活動関連の研修を実施。
- ウ 暴力・暴言・ハラスメントと疑われる事案が発生した際には、部員からアンケート及び聞き取り等を実施し、実体（ママ）把握に努め、その解決に迅速に対応する。
- エ 学校運営に資するために各学校で実施している学校評価にお

いて、生徒の人権侵害に係る評価項目（例：学校でパワハラ受けたことがありますか等）を設定し、校内におけるパワハラ等の実態把握。

(2) 教育庁の主な取組

ア 毎年「県立高等学校保健体育科主任等研究協議会」「運動部活動指導者及び外部指導者研修会」「県立学校運動部活動指導員研修会」等、部活動指導者等を対象とした研修の実施（後述（3））。

イ「校長研修会」、「副校長・教頭研修会」等、管理職を対象とした研修の実施。

ウ 部活動に関する相談等に対し、速やかに学校や関係者から状況を確認し、必要に応じ指導助言を行う。県高体連・沖縄県高等学校野球連盟等、関係団体と連携を図る。

エ「高等学校強化推進運動部指定校（26校43部）」及び「県立学校運動部活動指導員配置校（29校44部）」を巡回訪問し、各学校による部活指導の改善及びハラスメント等防止の取組を確認するとともに、指導助言を行った。

オ 有識者と連携した部活動指導者の人権意識高揚に向けた研修動画の作成及びHPへの掲載、県立学校へ研修動画活用の案内。

カ「沖縄県高校部活生メッセージ～変えよう部活、変えよう未来～に-まるに-さん2023」検討委員会を開催し（5回）、高校生によるハラスメント等根絶に係るメッセージの策定及び教育長への手交（2023（令和5）年2月26日）、各小・中・高校や関係団体等への周知（同年3月）。

キ 2023（令和5）年度は「令和4年度県立学校部活動実態調査」の結果を踏まえ県立学校を巡回訪問し、各学校による改善及び防止の取組を確認するとともに、指導助言を行う。

(3) 研修

教育庁は、本件事案発生後、下記のとおり各種研修会を開催し、部活動等における望ましい指導の在り方等について研修を実施している。以下は、教育庁からの回答をまとめたものである。

①県立高等学校保健体育科主任等研究協議会

ア) 年度毎の実施回数：2回

イ) 実施年月日

【令和3年度】①4月23日、②9月8日

【令和4年度】①4月27日、②10月3日

ウ) 実施内容：学校保健体育教育全般に係る行政説明、望ましい部活動の在り方に関する講演等

2021（令和3）年4月23日に行われた協議会では、「主体性を育む運動部活動の在り方」をテーマとして、ハラスメントの現状と課題、沖縄の未来を語るとして、教師によるハラスメント防止に向けた研修が行われている。

2022（令和4）年4月27日に行われた協議会でも、「生徒の主体性を育む、令和時代における指導の在り方」をテーマとして、部活動指導の在り方に関する研修が行われている。

エ) 対象者：県立高等学校（全日制・定時制・通信制）の保健体育主任、沖縄県高等学校保健体育研究会常任理事（運営委員）

オ) 出席者数

【令和3年度】①68名、②62名

【令和4年度】①68名、②70名

なお、悉皆研修のため、体調不良者等を除き、対象者は全員参加していると思われる。

②運動部活動指導者及び外部指導者研修会

ア) 年度毎の実施回数：1回

イ) 実施年月日：【令和4年度】5月14日

【令和3年度】5月16日

ウ) 実施内容：部活動の課題等に関する行政説明、部活動指導者の資質向上に係る講義及び実技

エ) 対象者：運動部活動の指導教員（部活動顧問）、外部指導者（各学校長が認めた指導者）、市町村の部活動指導員、及び県立中・高等学校の部活動指導員、小学校、中学校、高等学校（国立、私立を含む）の体育担当・部活動主任等必要に応じて各学校の管理職、各市町村教育委員会・各教育事務所・県立総合教育センターの指導主事、スポーツ少年団の監督・コーチ、保護者等

オ) 出席数：【令和3年度】86名

【令和4年度】79名

*なお、当再調査委員会から県教委に対し、出席率について質問したが、「出席率は不明」との回答であった。

③県立学校運動部活動指導員研修会

- ア) 年度毎の実施回数：1回
イ) 実施年月日：【令和3年度】3月16日
【令和4年度】10月21日～11月11日（オンデマンド）
ウ) 実施内容：部活動指導員制度等に関する行政説明、適切な部活動の在り方等に関する講義
エ) 対象者：県立学校の運動部活動指導員
オ) 出席数（出席率）：【令和3年度】50名
【令和4年度】45名

*なお、当再調査委員会から県教委に対し、出席率について質問したが、「出席率は不明」との回答であった。

第9 本件高校及び県教委への提言

1 はじめに

(1) 本件事案発生の背景的事項に関する問題点

第6「考察」で述べたとおり、当再調査委員会は、調査の結果、生徒Aの自死の大きな要因のひとつが、顧問Xによるパワハラ的な不適切な指導であると判断するに至っている。この不適切な指導の基礎には、顧問Xにおいて、生徒Aの人格的尊厳に対する配慮が著しく不足していたとの指摘が可能である。もっとも、これは顧問Xに限ったことではなく、当再調査委員会は、本件の調査を通じて、個々の児童生徒の人格的尊厳に対する意識や配慮が欠如し、不適切な指導を行っている教職員がいまなお存在しているとの認識を抱いているところである。このように不適切な指導を行うような教職員が存在するのは、その教職員のパーソナリティ、自らの経験、独自の教育的理念に大きく関連していると思われることから、このような教職員に対しては、これまでとは異なるアプローチで、人権感覚の醸成、指導方法の再考を強く働きかける必要があると思われる。

また、当再調査委員会は、顧問Xの不適切な指導という問題だけに照準を当てるだけではなく、そのような不適切な指導がなされた背景に関し問題点がないか、そのような問題点が生ずる根本的な原因は何なのか、丁寧に調査、検討を行ってきた。当再調査委員会は、多くの教職員が自らの職責を全うし、教育者として児童生徒の健やかな成長のために日々尽力されていることや、県立学校、県教委においても、教職員の働き方改革、

いじめや貧困問題等、山積する様々な困難な問題の解消に向けて、努力をされていることも十分に理解しているところである。しかしながら、児童生徒の人格的尊厳への配慮を欠き、不適切な指導を行っていると思われる教職員が存在するのは、学校現場における教師と児童生徒の関係性、児童生徒の位置付け等にも背景的な問題が潜んでいるものとも考えられた。そこで、当再調査委員会は、本件事件の直接的な原因とはならないものの、遠因となった可能性もある背景的事項に関する問題点にも言及することとした。

(2) 提言の基礎にある考え方～子どもの人格的尊厳の確保及び人権の尊重

ア 個人の尊厳の確保

日本国憲法は、第13条において、「すべて国民は、個人として尊重される。」と定め、個人主義の原理を宣明し、第三章において基本的人権の尊重をうたっている。

人間が社会を構成する自律的な個人として自由と生存を確保し、もってその尊厳性を維持するため、人間は誰しも生まれながらにして人権を有している。このように人権の根拠は、人間の固有の尊厳に由来するものであり（個人主義）、一人の人間が自分らしく生き、幸福を実現するためには、その個人の尊厳が守られなければならない、教育現場を含むあらゆる場面において、最大限に尊重されなければならない。

イ 「子どもの権利条約」の理念の浸透

児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）は、1989年（平成元年）11月20日に第44回国連総会において採択され、我が国は1990年（平成2年）9月21日にこの条約に署名し、1994年（平成6年）4月22日に批准している。

「子どもの権利条約」は、子どもを取り巻くあらゆる場面において、子どもの人権の尊重、保護の促進を目指すものであり、子どもは保護される対象であるだけでなく、権利を持つ主体で

あることを明確にうたっており、「子どもの権利条約」は、多くの国内法の根拠法として明記されるようになってきている。²⁸ ²⁹

このように、日本国憲法や「子どもの権利条約」がうたっている子どもの人格的尊厳を確保するという理念は、国や地方公共団体という公権力との関係だけでなく、子どもを取り巻くあらゆる状況において要請されているものである。この個人の尊厳確保という理念の理解や人権感覚は、人が大人へと成長していく過程の中で大きく培われていくものであり、特に教育現場においては、全ての教職員が「子どもの権利条約」の趣旨を十分に理解し、あらゆる施策は、個々の児童生徒の人格的尊厳に配慮しつつ実践されなければならないことを強く意識する必要がある。

また、教育行政においても児童生徒の人格的尊厳を確保するという強い意識がなければ、この理念をすべての教育現場、教育に携わる者に浸透させることは叶わない。

²⁸ 「子どもの権利条約」では、①すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される、②子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考える、③すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される、④子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する、との4つの原則がうたわれている。

(<https://www.unicef.or.jp/crc/principles/>) (閲覧日：2024（令和6）年3月6日)

²⁹ 「子どもの権利条約」批准後、国内では、児童福祉法、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、子どもの貧困対策の推進に関する法律、子ども・若者育成支援推進法等の法令においても、「子どもの権利条約」が根拠法として明記されるようになり、さらに、本件発生後の2022（令和4）年6月には、子どもの権利を総合的に保障する「こども基本法」が制定され、同法にも「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の趣旨にのっとり」という表現が明記され（第1条）、全てのこどもについて、個人として尊重されること、基本的人権が尊重されることなどが強く求められている（2023（令和5）4月1日施行）。

そこで、当再調査委員会は、本件高校をはじめとする県立学校、県教委、沖縄県に対し、遺族や生徒Aに関わった多くの人々の想いを決して無駄にすることなく、本件のような悲しい事故が二度と起こらないよう、教育現場において、生徒一人ひとりの人格的尊厳に配慮した教育がなされるよう、必要な対策を行わなくてはならないとの考えのもと次のとおり提言を行うものである。³⁰

- 2 生徒の人権尊重が最重要とされる学校体制が確立されること
生徒の人権尊重を根幹とした学校とするために、(1)「子どもの権利条約」の理解を浸透させること、その具体策・各論として
(2)～(6)を提言する。

(1)「子どもの権利条約」の理解を浸透させること

ア 問題点

- ① 教職員は、児童生徒の健全な成長、人格の形成に資するよう教育を行う役割を担っていることを強く自覚すべきである。

そして、児童生徒の指導は、感情的で理不尽なものであってはならず、理性的な会話によってなされるべきである。

しかしながら、第6「生徒Aの自死の原因に関する考察」において認定したとおり、本件において、顧問Xは、生徒Aに対して、日常的に、「キャプテンやめれ。」などの暴言を浴びせ不適切な言動を繰り返し行っていた。特に、自死行為に至った前日の1月28日には極めて厳しい口調で叱責している。顧問Xによる1月28日の叱責行為は、感情的に一方向的に生徒Aを罵倒するものであり、生徒Aの人格的尊厳に対する配慮はうかがえず、社会通念上許される指導の範囲を超えた不適切な指導であったことは明らかである。

³⁰ 文部科学省の生徒指導提要（令和4年12月改訂）において、「生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。」と定義し（同提要12頁）、「第1章 生徒指導の基礎」の中の「1.5 生徒指導の取組上の留意点」において、児童生徒の権利の理解として児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の記載がある（同提要32頁）。したがって、「子どもの権利条約」でうたわれている生徒の権利は、生徒指導において基本とされなければならない。

顧問Xによる生徒Aに対する一連の適切な指導は、顧問Xにおいて、「子どもの権利条約」の理念に対する理解が不十分であったことを強く疑わせるものである。

- ② 第5の1(2)「児童生徒の呼称」において記載したとおり、県教委は、「問い」が生まれる授業の土台となる要素として、互いに認め合い、支え合う集団作りが必要とし、適切な言語環境を整えるために教師が児童生徒の呼び名に「さん」付けすることなどを、呼びかけている。しかしながら、本件以後も、県立高校では、生徒を呼び捨てにする教職員が少なからず存在するとのことであり、県教委による上記の呼びかけは、教職員にはいまだ浸透していない。児童生徒の呼称は、教職員と児童生徒との個別の関係性や状況によって異なりうるが、教職員が児童生徒を尊重する態度を示すことが重要であり、「さん」付けは人権感覚醸成の入り口になるとも考えられる。
- ③ 教職員による生徒へのハラスメントや、指導死³¹ということが問題とされるようになって久しいが、教育現場においては、いまだに不適切な指導がなされているケースが後を絶たない(時には、教職員としてはおろか、人としても許しがたい言動がなされるケースもある)。このようなケースが後を絶たないことから、教職員に対する人権に関する研修の効果が得られておらず、結果として、これまでの研修が不十分であったと評価せざるを得ない。

イ 提言

³¹ 『『指導死』親の会』のウェブサイトによれば、「指導死」の4つの定義として、①不適切な言動や暴力等を用いた「指導」を、教員から受けたり見聞きしたりすることによって、児童生徒が精神的に追い詰められ死に至ること、②妥当性、教育的配慮を欠く中で、教員から独断的、場当たりの制裁が加えられ、結果として児童生徒が死に至ること、③長時間の身体の拘束や、反省や謝罪、妥当性を欠いたペナルティー等が強要され、その精神的苦痛により児童生徒が死に至ること、④「暴行罪」や「傷害罪」、児童虐待防止法での「虐待」に相当する教員の行為により、児童生徒が死に至ること、をあげている。続けて『『指導死』でいう『指導』は、学校における教員による説諭、叱責、懲戒はもちろん、言動すべてを含むものです。』としている (<http://www.shidoushi.org/column.html>) (閲覧日：2024(令和6)年3月6日)。

前述した「子どもの権利条約」にあるとおり、生徒はあらゆる場面において、人権の尊重、保護を受け、また、保護される対象であるだけでなく、権利を持つ主体である。これを学校という場面でみれば、生徒は「主体」として尊重されるのであって、指導の「客体」としてだけ扱われることはあってはならない。かかる理解を浸透させることが、「生徒の人権尊重が最重要とされる学校体制の確立」には不可欠である。³²

① 本件高校への提言

i 教職員向けの研修

そこで、本件高校に対しては、教職員に対し、「子どもの権利条約」の理解が浸透する研修を実施することを提言する。また、単に研修を実施するだけでなく、より実効的なものにするためには、研修内容を見直す必要がある。そして、研修内容は、指導の在り方はもちろん、もっと根本的な部分、すなわち、生徒一人ひとりに対する人格的尊厳の尊重、教職員と生徒が主従の関係にはないこと等についても改めて深く考える機会を持てるような研修とする必要がある。例えば、①指導死遺族や関連支援団体の講師による講演、②指導死についての研修等を受講した際に、教職員間で振り返りを行うグループワークの実施などを行うことも研修の方法として検討していただきたい。

ii 生徒向けの授業

また、生徒も自らがそれぞれ人格的尊厳を有しており個人として尊重されるべき存在であると意識・理解することが重

³² 生徒指導提要（令和4年12月改訂）によれば、部活動における不適切な指導について「部活動は学校教育の一環であり、特定の生徒等に対して執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与えることは教育的指導とは言えないことに留意し、教育活動として適切に実施されなければなりません。」とされている（同提要104頁以降）。不適切な指導と考えられ得る例として、①殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う、②児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する、③他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う、等があげられている。部活動の指導にあたる教職員等、および教育関係者は上記のような不適切な指導が本件のような不幸な事態にもつながり得るという事を強く認識し、改善のための取組を更に進めていただきたい。

要である。子どもの権利条約第12条第1項では、「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。」として意見表明権が保障されており、生徒は部活動にとどまらずあらゆる場面で自由に意見表明をすることができ、教職員、保護者を含む大人から意見を十分に考慮してもらえるのである。「子どもの権利条約」が学べる生徒向けの授業を実施することで、生徒に意見表明する権利があることの理解が浸透すれば、本件事案のような状況におかれた生徒は、周りの大人に意見表明することで自らのおかれた苦しい状況を脱することにつながることから、この点も提言する。

② 県教委への提言

- i これまでの研修では、①県立高等学校保健体育科主任等研究協議会で、「主体性を育む運動部活動の在り方」をテーマとして、ハラスメントの現状と課題、教師によるハラスメント防止に向けた研修を実施し、②運動部活動指導者及び外部指導者研修会及び③県立学校運動部活動指導員研修会においては、部活動の課題等に関する行政説明、部活動指導者の資質向上に係る講義及び実技についての研修が実施されていた。

これらはハラスメント防止、部活動に関わる教職員・指導者の資質を上げていくことを目的としており、それ自体は有意義なものである。

しかしながら、校内研修で使用されている「信頼される教職員をめざして一人権ガイドブック」（令和5年2月改訂版）及び「体罰防止ハンドブック」（平成25年12月沖縄県教育委員会）において、「子どもの権利条約」は取り上げられていない。部活動について、これまでのように生徒たちが活動の客体ではなく、生徒自らがそのやりがい等を感じて「主体的」に活動し、意思決定して参加していくものと捉え直す必要がある。研修が、生徒の主体性という前提を踏まえられた内容になっているかについて、再確認する必要がある。

再確認をするに際しては、「子どもの権利条約」に関する理解が不可欠である。そして、この「子どもの権利条約」に関する理解の浸透は、本件高校の教職員や生徒に留まるものでなく、沖縄県内のすべての学校の教職員、児童生徒にあてはまるものである。

県教委には、県内のすべての教職員、児童生徒に対し、「子どもの権利条約」の理解が浸透する研修・授業を実施することを提言する。³³

- ii さらに、これまでの教職員対象の研修の出席率については、記録が残されていないようである。2022（令和4）年度の県立学校の部活動の実態調査においても、指導者の6割が研修を受けていないとの回答がされている。県教委の側で、有益な研修を準備・実施しても、これを実際に教職員・指導者が受講しなければ、研修の主旨が浸透しないこととなる。そこで、研修の実効性を高めるために、研修の対象者を明確にし、その出席率を確保する必要性がある。そこで、全教職員・指導者の出席を必須とする義務研修とし、「義務」とする以上は、欠席者がでないような工夫を行うべきである（例えば、受講歴が確認できない場合は部活動指導ができない等）。³⁴

また、県立学校において、生徒対象の「子どもの権利条約」に関する授業が実施されたかどうかの検証を行うことも提言する。

（2）自死予防教育・研修の実施

ア 問題点

³³ 特に「校長研修会」、「副校長・教頭研修会」及び「指導主事研修会」等、管理職等を対象とした研修、さらに「市町村教育長・教育委員研修会」に際して「子どもの権利条約」に関する研修が実施されることが望ましいというのが当再調査委員会の意見である。

³⁴ 当再調査委員会は、それぞれの教職員が志す教職員像に向けての努力や自主研鑽が研修（研究と修養）の柱であることを理解している。またそのために、国や地方自治体による教職員の労働時間の削減によって、自己研修の時間と心理的余裕を確保することの必要性も理解している。その上で、「子どもの権利条約」の理解は、志す教職員像の根幹をなす「児童生徒の権利」に関わるものであるため、義務研修とされるよう提言する。

自殺予防については、文科省が作成した「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成21年3月）、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成22年3月）、「子供に伝えたい自殺予防 学校における自殺予防教育導入の手引」（平成26年7月）など、自殺予防に関する手引き等が作成されており、教育現場においても、これらの手引きの紹介などがなされている。

また、沖縄県においても、近時では第2次沖縄県自殺対策行動計画（平成31年3月）を作成する等、自殺対策を行っている。

そして、前述のとおり、本件高校においては、生徒のメンタルケアに関する啓発活動として、2020（令和2）年度においては、「こころとからだの相談窓口」「親子電話相談」「沖縄いのちの電話の案内」「24時間こどもSOSダイヤル」等の相談窓口を記載した文書を配布している。また、本件事案発生後、時期は不明であるが、生徒を対象に悩みがある場合に誰かに相談することの大切さを伝えるビデオ形式の講話も実施されたようである。

このように本件事案発生前後を通じて、本件高校においても自死予防教育は行われているものの、現に本件事案が発生していることを重く受け止め、自殺予防教育の在り方を改めて見直す必要があると思われる。

イ 提言

① 本件高校への提言

- i 自死の原因には、年代を問わず共通する要因が挙げられているが、思春期には、未成年特有の原因が存在することも指摘されているところである。学校教育においては、そのような事柄も踏まえて、生徒らが命の大切さを心に深く刻めるよう実効的な自死予防教育を実施する必要があると思われる。

また、自死を予防するためには、切迫している状況にある生徒自身が「苦しい。助けてほしい。」と周囲に対して、声をあげる能力を身につけることが重要である。³⁵前述した

³⁵文部科学省の生徒指導提要（令和4年12月改訂）の197頁以降「8. 3. 2 自殺の未然防止教育の展開」において、SOSの出し方に関する教育を含む

「子どもの権利条約」について学ぶ機会を設けた上で、本件を踏まえ、命の大切さ、心身の健康、人間関係作りの大切さを伝える。生徒自身が、「助けて欲しい、守って欲しい」という意見表明をしてよいということを周知することは極めて重要である。そして、「子どもの権利条約」に関する理解が醸成・浸透した中であれば、教職員、生徒も、相互の人権を尊重する前提として一人の人間が活着していることの大切さがより深みをもって理解されることが期待できる。

例えば、年に1度、全校生徒に対し、本件事案の概要を説明し、場合によっては、指導死遺族や関連支援団体と連携を図り、しかるべき方に講演をしてもらうこと等、自死予防教育の実施方法を検討していただきたい。これは、遺族の強い要望のひとつでもある。

- ii また、教職員に対しては、希死念慮のある生徒から相談を受けた場合に備えた自死予防研修を実施し、後述する「ゲートキーパー」としての役割を果たせるような体制を整えて欲しい。

② 県教委への提言

- i 前述したとおり、自死予防には、切迫している状況にある生徒自身が周囲に対して、助けを求める能力を身につけることが重要である。そこで、「子どもの権利条約」について学ぶ機会を設けた上で、本件事案を踏まえ、命の大切さ、心身の健康、人間関係作りの大切さを伝える自死予防教育を実施することで、すべての生徒に、「助けて欲しい、守って欲しい。」という意見表明をできるということを周知する授業等の取組を行って欲しい。

県立学校が、生徒対象の自死予防教育を実施したかどうかの検証を行っていただきたい。

- ii 生徒がSOSを発信できたとしても、教職員らに受け止めることができる態勢がなければ不十分である。相談を受けた教職員らが、適切な対応ができる能力を身につける必

要がある。³⁶そこで、全教職員・指導者に、「ゲートキーパー」のスキルを身につけられる研修を実施すべきである。

「ゲートキーパー」とは、自死の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことである。自死対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、支援することが重要である。生徒に関わる大人が、ゲートキーパーとしての意識を持って、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが自殺予防につながる。

前述した「子どもの権利条約」に関する研修と同様に、県内の全教職員・指導者の出席を必須とする義務研修とすることが望ましいと考える。³⁷

(3) 段階的指導の見直しについて

ア 問題点

第4の4(3)で述べたとおり、本件高校は生徒指導の方法としてゼロ・トレランス原理による段階的指導を採用していた。「子どもの権利条約」第12条に定められた意見表明権は「聴かれる権利」とも称されるが、その意味するところは、聴

³⁶生徒指導提要（令和4年12月改訂）の200頁以降「自殺の危険の高まった児童生徒への関わり」においては、①Tell 心配していることを言葉に出して伝える。②Ask 「死にたい」と思うほどつらい気持ちの背景にあるものについて尋ねる。③Listen 絶望的な気持ちを傾聴する。話をそらしたり、叱責や助言などをしたりせずに訴えに真剣に耳を傾ける。④Keep safe 安全を確保する。一人で抱え込まず、連携して適切な援助を行う。以上の①から④の頭文字をとって「TALKの原則」という対応方法が参考としてあげられている。

³⁷子どもの権利条約の義務研修と同様に、当再調査委員会は、自己研修が研修の柱であり、そのための時間が必要であると考えているが、児童生徒の生命を守ることが学校教育で最も重要な事柄であることに鑑みて、自死予防についての義務研修を提言する。例えば、eラーニングの教材としては、独立行政法人教職員支援機構のHPにある「自殺予防：校内研修シリーズ No.95」（関西外国語大学教授 新井肇）が有益であると思われる

(<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/095.html>)。(閲覧日：2024(令和6)年3月6日)

くことにより子どもの意見を受容し、かつそれに応答するという大人との関係なしには意見表明権は保障されえないということである。また、意見表明権は、自らに関わる事項の決定に「参加する権利」としての意義を持つものでもある。こうした点を考慮するならば、行為の累積によって機械的に処遇を決定するというゼロ・トレランス的指導は、大人との受容的・応答的關係を子どもに対して閉ざし、理念的には「子どもの権利」と衝突するものである。また、自らの処遇の決定プロセスに参加する権利を大きく制約するものでもある。

そして、このような生徒の個別性に十分に配慮しない「寛容さゼロ」の指導理念は教師と生徒の関係を根本において規定し、そのことが生徒Aの自死へと至る心理的変化や身体的・行動的兆候を学校が発見できなかったことの遠因となった可能性がある。

イ 提言

① 本件高校への提言

以上のように、ゼロ・トレランス的指導は理念的には子どもの権利と衝突するものであり、生徒と教師の関係に否定的な影響を与えることが懸念される。意見表明の保障のための受容的・応答的關係を構築するために、ゼロ・トレランス的生徒指導であるイエローカード制度については廃止を前提とした改善を求める。

② 県教委への提言

県内において、イエローカード制度を採用している高校は少なくない。しかし、2012（平成24）年12月に発生した大阪府立桜宮高校運動部主将の自死案件や2017（平成29）年3月に福井県池田町で起こった中学生自死案件を踏まえ、ゼロ・トレランス的生徒指導が行き過ぎた懲戒を帰結したことをもって文部科学省は方針を修正している（文科省通知「池田町における自殺事案を踏まえた生徒指導上の留意事項について」2017（平成29）年10月20日）。

県教委に対しては、こうした国の動向も踏まえたうえで、生徒の人権を保障する観点から、イエローカード等のゼロ・トレランス指導が維持されている県立学校には、かかる指導の見直しを促すよう求める。

(4) 本件高校の校則の再検討

ア 問題

本件高校の「生徒心得」においては、法令違反にあたる行為（飲酒・喫煙・深夜徘徊・無免許運転・暴走行為等）と道徳的に望ましくない行為が混在したうえで「禁止」とされていたり、「禁止する」・「許可する」・「～しなくてもよい」・「認める」等の文言が多用されていたりしており、基本的に生徒は学校が定めたことを守るのが当たり前という姿勢である。また、細かい服装規定・頭髪規定やキャンプの全面禁止など、教育目的との関連で禁止・制限する必要性・合理性が不明な規定も多くあること、生徒らが意見を表明し校則を見直す機会が設けられていないことなどから、本件高校は、生徒の主体性を認めず、生徒を管理の客体としか見ていないと言わざるを得ない。

さらに、懲戒の内容は明示されているものの、法令違反とそうでないものが同じ指導内容であるなど、行為と処分の不均衡がみられる。そもそも、校則の内容、懲戒の基準・指導の流れは、生徒らに対して入学前に明示されているのかという点も疑問である。

イ 提言

- ① 生徒指導提要（令和4年12月改訂）では、校則の見直しについて「校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できないような校則については、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また、本当に必要なものか、絶えず見直しを行うことが求められます。さらに、校則によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることも重要です。校則は、最終的には校長により適切に判断される事柄ですが、その内容によっては、児童生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす場合もあることから、その在り方については、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいと考えられます。また、その見直しに当たっては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行って

くことが求められます。そのためには、校則を策定したり、見直したりする場合にどのような手続きを踏むことになるのか、その過程についても示しておくことが望まれます。」と記載されている（前掲102頁）。

② また、校則の運用について「校則に基づく指導を行うに当たっては、校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けたきまりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要です。そのため、校則の内容について、普段から学校内外の関係者が参照できるように学校のホームページ等に公開しておくことや、児童生徒がそれぞれのきまりの意義を理解し、主体的に校則を遵守するようになるために、制定した背景等についても示しておくことが適切であると考えられます。」との記載がある（前掲101頁）。

③ 本件高校においては、現状の校則の禁止・制限規定等が、本件高校の教育目的に照らして真に必要かつ合理的かを見直し、その見直しの際には生徒らが意見表明できる場を設け、校則の内容をその制定した背景や理由等も合わせてホームページ等に公開するなど、生徒指導提要に即した校則の再検討がされることを提言する。

(5) 本件高校の「文武両道」という校風の再検討

ア 問題

① 前述のとおり、本件高校は、学校要覧やホームページにおいて文武両道を同校のモットーであるとしている。当再調査委員会は、本件において、本件高校の校風そのものが、顧問Xの不適切な指導の背景にあったのではないかという疑念のもと、その可能性も検討したが、文武両道という校風が本件の発生に直接影響したとまでは確認ができなかった。

文武両道というモットーについては、一般的に、社会一般では肯定的なニュアンスで受け止められており、当再調査委員によるヒアリング調査でも、その校風を肯定的に受け止めている教職員も多かった。

しかしながら、仮に文武両道における「武」が強調されると、特に部活動に関しては、歪んだ価値観や状況が形成される可能性も否定できない。例えば、一定の実績を残した部活

動に対する評価が、指導者の評価につながり、その指導者の立場や影響力が、事実上、学校内において相対的に強くなることも考えられる。そのよう立場にある教職員に対して、他の教職員だけでなく、管理職も注意や指導をしにくくなるという状況が生じる可能性もある。このように、この校風が、場合によっては、部活動偏重、勝利至上主義、部顧問による不適切な指導等の問題の遠因となるおそれが全くないとは言えない。

- ② 第4の2(2)で述べたとおり、本件高校の「部活動に関する学校経営目標」は、令和元年度は「部活動顧問による生活・学習・進路指導を積極的に推進する。」、令和2年度は「HR担任、教科担任、部活動顧問の情報共有・連携強化による生活・学習・進路指導を積極的に推進する。」とされていた。このような経営目標も、部顧問が部活動の指導のみならず部員の学習面にも積極的に関わり、文武両道の実践を後押しするものとなっている。

このように部顧問が部員らの学習面にも積極的に関わること自体は問題視されるものではない。しかしながら、本件における顧問Xによる自習ノートなどの学習指導は、LINEのやり取りを見る限り、生徒Aの成績を揶揄(やゆ)したり、丸刈りという罰を言葉で示したりしながら、深夜にもかかわらずその提出を求めるなど、その学習指導の方法は適切であったとは言い難い。むしろ、空手のトレーニングの動画送付と共に、自習ノートの写真の送付を義務付けるなどしていた点は、顧問Xと生徒Aの「支配的主従関係」の形成を助長する働きをしていたとも考えられる。

- ③ また、部活動は生徒の主体的活動である。部活動を辞める理由によっては教育的配慮から部活動指導者が生徒と話し合いをして再考を促すことなどもあると思われるが、いつ始めるか、いつ辞めるかは生徒本人の自由な判断に委ねられるべきものである。仮に部活動をやらなくても、部活動を途中で辞めても、生徒一人ひとりが楽しく学校生活を送ることができなければならない。

本件高校の文武両道という校風は、特に部活動特別推薦で入学した生徒にとっては、部活動を辞めることは学校を辞め

ることに直結すると、生徒に考えさせてしまう背景事情になっていた可能性も否定できない。

イ 提言

文武両道的な校風について、生徒が部活動に力を入れることは自己決定権に基づくものとして十分に尊重されてしかるべきであるが、他方で、部活動をしない学校生活を選択することも生徒の自己決定権に基づくものとして同等に尊重されるべきである。

本件高校及び教職員・部活動指導者においては、生徒の指導にあたり、部活動は生徒の自己決定権に基づく自主的な活動によってなされるものであり、生徒が主役であり、決して学校や教職員のためになされるものではないということを強く認識していただきたい。

(6) 教職員の懲戒制度の見直しについて

ア 問題点

県教委の懲戒処分基準によれば、教職員の不適切指導は、体罰等により児童生徒が治療を生じるような傷害という結果が発生した場合には、「免職・停職・減給」といった処分内容を選択できることとなっているが、傷害という結果が生じなければ「戒告」に留まる³⁸。他方で、教職員間で、パワーハラスメントがあった場合には傷害という結果が生じていなくても、「停職、減給又は戒告」となっており、「停職、減給」まで処分が選択できることとなっている³⁹。

³⁸ 「沖縄県教育委員会懲戒処分の指針」(令和3年3月30日教育長決裁)第2標準例によれば、「(2)体罰関係(教職員対象) 児童生徒に対する体罰等の行為
ア 体罰等により、児童生徒が重傷を負った場合は、免職又は停職とする。
イ 体罰等により、児童生徒が軽傷を負った場合は、停職又は減給とする。
ウ 上記ア、イに該当しないが、児童生徒に体罰等をした職員は、戒告とする。」とある。

³⁹ 同指針の第2(3)「ソ パワー・ハラスメント(職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は勤務環境を害することとなるようなものをいう。以下同じ。)を行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員は、停職、減給又は戒告とする。」とある。

そもそも、児童生徒が対象であっても、教職員が対象であっても、一人の個人として尊重され同等の取り扱いがされるべきであり、パワーハラスメント的な行為があった場合には、懲戒対象者には同様の処分の選択ができなければならない。県教委の懲戒処分基準は、「子どもの権利条約」の趣旨に鑑みても、アンバランスな懲戒処分基準となっており、不合理である。

なお、他の都道府県・指定都市の教育委員会の懲戒処分基準によると、児童生徒へのパワーハラスメント的な不適切指導について、「免職・停職・減給」まで定めた懲戒基準を設けている地方自治体が、多数認められる⁴⁰。

イ 提言

児童生徒も一人の個人として尊重されるのであるから、児童生徒へのパワーハラスメント的な不適切指導についても戒告に留まるものではなく、事案によっては「免職・停職・減給」という処分もなしうるよう懲戒処分基準を見直すべきである。

3 生徒の保護・相談支援体制の整備について

生徒に「子どもの権利条約」の理解が進むことで、意見表明がされSOSが発信されたとしても、生徒を保護・支援する体制が十分に整っていないければ生徒の人権の保障としては不十分である。そこで、生徒の保護・相談支援体制に関する提言をする。

(1) 教職員の不適切な指導が問題とされた場合の対応について

ア 問題点

前述のとおり、顧問Xは、過去に、本件高校において、生徒A以外の複数の生徒に対しても不適切な言動を行っていたことが確認されている。

2018（平成30）に他の運動部の男子生徒が不登校となった事案では、前校長I及び教頭などの管理職Kは、保健カウ

⁴⁰文部科学省のHP「令和4年度 公立学校教職員の人事行政状況調査について」(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1411820_00007.htm)（閲覧日：2024（令和6）年3月6日）に「2-7 懲戒処分に関する処分基準の内容（令和5年11月1日現在）」の資料がある。九州の佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県を含む32都道府県と福岡市・熊本市などを含む14指定都市（全自治体の68.7%）において、児童生徒への不適切指導についての懲戒処分の基準が定められている。

ンセリング担当の教員と連携して、当該生徒の登校再開に向けて関係機関との調整等は適切に行っていたものと思われるが、他方で、事実関係の調査については顧問Xの言い分を確認するにとどめ、その結果、事実確認が曖昧なままとなり、顧問Xに対する指導の機会を失じてしまっている。

また、平成30年度に空手部が九州大会に出場した際に、遠征先のホテルで空手部女子部員の部屋にチェックイン直後に入室・夜分遅い時間に訪問した件でも、顧問Xの言い分を確認したにとどまり、当事者である生徒に対するヒアリング調査を行わないまま、顧問Xの言動の適否を判断しており、事実関係の調査という点では、不十分であったと言わざるを得ない。

このように教職員の生徒に対する指導に関連して問題が生じた場合に、重要なことは、まず事案の性質に応じて、事実確認をしっかりと行うことである。事実関係を適切に把握できなければ、問題の所在を把握できず、その結果、本来取られるべき適切な対応が取られず、同種事案の再発を防止することが困難となる。再発防止ができないと生徒が問題にさらされ続けることとなり、生徒の人権を守ることができない。

学校内において生じた問題の解決は、第1次的には、管理職の裁量に委ねられており、事案によっては、管理職による迅速かつ柔軟な判断が問題の解決につながる場合があることは否定できない。しかしながら、全ての事項を管理職の自由な裁量に委ねると、事案ごと、場合によっては問題となった教職員の地位・役職・立場によって、その対応が、恣意的であると評価されるおそれも否定できない。本件において、顧問Xの過去の不適切な言動が見過ごされてきたのは、問題が発生したときの基本的な対応指針が確立されていないことにも、原因があったと思われる。

イ 提言

部活動の指導に限らず、教職員の生徒に対する関係で問題が指摘されたときには、管理職や一部の教職員らによって恣意的な対応がなされないよう、一定の指針ないし基準を策定しておくことが望ましい。なお、この指針は本来であれば学校ごとではなく、県立学校全部を対象とした統一的なものであることが望ましく、後述のとおり県教委においてもその策定を検討していただきたい。

そして、対応指針の策定にあたっては、その実効性を確保するため、以下の事項を盛り込んでおくことが望ましい。

① 調査期間中の対象教職員の処遇

- i 教育課程内の指導において問題が発生したときは、当該教職員に対して指導を行わせないという措置は、他の児童生徒の学習権保障の観点からは慎重に行われる必要がある。
- ii 他方で、部活動における指導において体罰・暴言その他のハラスメントが問題とされた事案については、調査への影響を避けるため、調査期間中、対象となっている教職員に指導を行わせない等の措置も必要である。

② 告発者等の不利益取り扱いの禁止

また、児童生徒による告発控え、あるいは調査への協力控えを可及的に防止するため、対象教職員による告発者の不利益取り扱いを厳しく禁止することが必要である。

特に、部活動の場合、レギュラーに選出されたり、試合に出られるか否かは、指導者の判断に委ねられている面があり、生徒や保護者は、指導者の告発を躊躇することが容易に予想される。

部活動に限らず、児童生徒や保護者から教職員の問題を告発されたときには、不利益取り扱いがなされないよう管理職において適切に監督する必要があると思われる。

③ 調査記録の保管

教職員や指導者による不適切指導に関する問題は、事案によっては誤解や非常に些細な事柄に端を発する場合もあり、一概に指導者だけに非があると判断できない場合もあると思われる。

しかしながら、仮に告発時点では軽微であると思われていた事案でも、これを軽視することにより、事態が悪化・深刻化する可能性もあるし、調査が不十分なため重大な事態が見過ごされてしまうおそれも否定できない。

そこで、管理職は、児童生徒や保護者から教職員の指導に関し問題が提起された場合は、仮に指導が不適切であったと認定できなかったとしても、告発内容、調査の方法及び結果、学校としての対応については、記録を残しておくべきである。そして、告発された問題が、学校内部の問題として忝

意的に処理されることがないよう、県教委に対しては、適宜、事案の概要を報告するよう努めるべきである。

④ 情報の共有

本件においては、顧問Xによる過去の不適切な言動について、一部の教職員以外には、情報共有がなされていなかった。しかし、教職員の不適切な指導が問題とされた事案について、事案の適切な解決だけでなく、再発防止の観点から職員や生徒・保護者との間で情報の共有を適切に行うことが重要である。

本件事案発生後、2022（令和4）年度本件高校学校評価における保護者アンケート集計結果では、「●部における顧問、外部コーチによるハラスメントがおきている。管理者はその事実を隠蔽し適正な対応が取られていない。実態解明を望みます。」（本件高校HP）との回答がなされており、本件事案後も、教職員間の情報共有は、必ずしも適切になされているとは言えない。

学校運営上、教職員間において情報共有が求められる事項は多岐にわたるが、現在、教職員の働き方改革のひとつに、会議の省略・効率化も求められている。情報共有の方法については、様々な方法を検討し、より適切な情報共有手段を構築すべきである。

なお、共有の対象とすべき情報の内容や範囲については、対象となった教職員や関係のある児童生徒らのプライバシーに配慮する必要があるとあり、事案に応じて適切な対策（個人が特定できないよう事案を抽象化する。主な問題点を指摘するなど）を講じる必要があることは言うまでもない。

そして、告発された問題が、学校内部の問題として恣意的に処理されることがないよう、県教委に対しては、適宜、事案の概要を報告するよう努めるべきである。

(2) 全校的な生徒指導体制の構築

ア 問題点

そもそも、生徒指導とは学習指導と並ぶ学校教育の機能である。これは「児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動」（生徒指導提要（令和4年12月改訂）12頁）であり、「児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と

社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする」(前掲13頁)。

しかし、本校ではこのような生徒指導の本来的な意義が十分に踏まえられていなかったと評価せざるを得ない。すなわち、本校においては、生徒指導を実質的には校則違反等、問題行動を起こした(起こすおそれのある)生徒に対する懲罰的指導へと限定し、その方法も「段階的指導」という、生徒の個別具体的な状況に配慮せず累積するイエローカードの枚数によって指導内容を確定するという方法が採られていたことは、前述したとおりである。

生徒から意見表明としてSOSが発信されたり、それ以外の意見がされたとしても、懲罰的指導に限定された生徒指導しかなされないのであれば、生徒の人権の保障・支援体制としては不十分である。

以上のような本校の生徒指導のあり方は、生徒指導を管轄する組織の在り方と密接に関係している。本校の特徴として挙げられるのが、全校的な生徒指導に関わる組織が常設されていないということである。

日常的な生徒指導を担当する校務分掌として生徒指導部があるが、その中心は各学年におかれた生徒指導担当者による問題行動に関わる指導にあり、臨時委員会として「生徒指導検討」が必要に応じて設置されるのみである。本校においては、生徒指導は、問題行動を起こした(あるいは起こすおそれのある)生徒に対する担当者による指導というものであり、組織的に全校の教職員を巻き込んだものとはなっていないのである。

生徒指導はすべての児童生徒を対象とするものである。また、問題行動を起こした(起こすおそれのある)児童生徒についても、その児童生徒に懲罰的指導を行えばそれですむというわけではない。児童生徒の問題行動は、「児童生徒による『問題』『提起』行動」であるのかもしれない、それゆえ、「問題行動を児童生徒の「心の危機の叫び」として捉える視点に立ち、「困った(行動をする)子は、(課題を抱えて)困っている子」とであると理解したうえで、丁寧に対応することが求められる」(新井肇編著『「支える生徒指導」の始め方―「改訂・生徒指導提要」10の実践例』(教育開発研究所、2023年)16頁)。本校の

組織体制では、このような生徒指導を実践することは極めて困難であろう。

イ 提言

生徒指導提要において、生徒指導は「チーム学校」で取り組むべきものであるとされている。そして、全校的に、「チーム学校」として生徒指導に取り組むにあたり、その中心を担う組織（生徒指導提要では「生徒指導部」と記載されている。）について下記のように述べられている（生徒指導提要（令和4年12月改訂）73頁）。

記

- ・ 生徒指導部は、生徒指導主事（生徒指導主任・生徒指導部長等）と各学年の生徒指導担当に加えて、教育相談コーディネーターや養護教諭等から構成される。SCやSSWをメンバーとして位置付けることも重要。
- ・ 定例の部会等には管理職も参加することが望まれる。校長や副校長、教頭といった管理職の指導の下に、生徒指導主事を中心とするマネジメント体制を構築し、生徒指導部会を開催し、学校全体の生徒指導を推進する。
- ・ 生徒指導部の主な役割としては、生徒指導の取組の企画・運営や全ての児童生徒への指導・援助、問題行動の早期発見・対応、関係者等への連絡・調整などが挙げられる。生徒指導部がこれらの役割を果たしつつ、全校的な生徒指導体制を整備・構築していくことが求められる。

このような生徒指導の組織的な取組のもと「生徒指導体制」―「学校として生徒指導の方針・基準を定め、これを年間の生徒指導計画に組み込むとともに、事例研究などの校内研修を通じてこれを教職員間で共有し、一人一人の児童生徒に対して、一貫性のある生徒指導を行うことのできる校内体制」（同上、73頁）の構築が可能となるのである。

生徒の心や身体の変化に気づき、こうした変化の背後にある生徒のケアへのニーズに気づき、それへの応答を生徒が関わる全ての教職員の取り組むべき課題として、組織的に取り組む。こうした生徒指導の実現が望まれる。これまで本報告書が提言してきたように、本校の教育や生徒指導を改善するためにも、全校的な生徒指導体制を構築することは必須のことである。

(3) 生徒の悩みごとに対する学校内における相談体制の構築

ア 問題点

- ① 本件高校は、生徒が悩みを抱えた場合の相談窓口として、本件高校において校務分掌として保健カウンセリング内に教育相談係を設け、公認心理師であるスクールカウンセラー（不定期ではあるが、おおむね月2回程度）を配置している。

学校外の相談窓口に関しては、文科省、県教委からの通知を受けて、本件高校においても相談に関するチラシや通知文などを配布するなどして一応の周知は行っている。

しかしながら、教育相談係に生徒が直接相談に来ることは、あまりなく、ホームルーム担任から気になる生徒の情報が上がった場合に、それから保健カウンセリング室から当該生徒に声をかけることが多かったようである。

また、スクールカウンセラーを利用する場合は、生徒から直接スクールカウンセラーに申し込む方法はなく、「ホームルーム担任や教頭、校長等において、カウンセラーへの相談が必要と判断した場合」に相談ができる仕組みとなっていた。

また、生徒から相談を受けた場合の相談対応マニュアルのようなものはなく、保健カウンセリング室で情報を共有して、ケース・バイ・ケースで対応していたとのことである。

以上のとおり、本件高校においては、生徒からの相談に対応する体制は設けられているものの、必ずしもその体制が十分に周知、認識されているとはいえず、生徒の立場からすると、どのような相談なら対応が可能なのか、最初の相談窓口はどこなのか、相談をした後の対応等について必ずしも明らかではない。

生徒の相談は、その内容に違いはあれど、悩みの原因となっている問題の解決や対応を望んで行われるものであり、その解決までの出口が見えなければ、相談すること自体に不安や無益さを感じ、相談に結びつかない可能性もあると思われる。また、生徒の立場からすれば、相談することにより、関係者に話が漏れた場合、問題をさらに複雑化させたり、自らの居場所がなくなるのではという不安を抱き相談に踏み出せないという事態も想定し得る。

- ② また、本件事案では、前述したとおり、生徒Aが2年生2学期の振り返りにおいて、部活動について「つらいこと」「苦しいこと」「やめようと思ったことが何度もあった。」との記載があったが、担任・副担任ともに、生徒A本人から具体的な内容をヒアリングしていなかった。

せっかくアンケート形式で生徒の心境について回答を得たとしても、これを拾い上げる環境が整っていなければ、生徒の意見表明が活かされないこととなる。積極的に生徒が相談をしていない場合であっても、その意見を汲み取ることが可能な環境を構築することも大切である。

イ 提言

- ① 教職員による不適切な指導を防止するだけでなく、広く生徒の抱える悩みに寄り添うことで生徒の意見表明がしやすいようにするためには、生徒が利用しやすい相談体制を構築する必要がある。

そこで、従前の体制を見直し、より実効性の確保できる体制とする必要があり、そのために以下の提案を行う。

i 相談マニュアルの作成

相談窓口、相談申込の方法、相談体制、相談を受けた後の対応方針等についてのマニュアルを作成し、生徒にも配布する。相談マニュアル作成にあたっては、以下の点に留意されたい。

- ・スクールカウンセラーへの相談を生徒側の要望で実施できるようにすること
- ・相談対応者には守秘義務があり、相談対応者以外への情報共有は原則として相談者の承諾を要することとし、相談者のプライバシーに十分に配慮すること
- ・相談記録について、作成者、記録すべき事項、記録の保管方法・保存期間を定めること。

ii 周知方法・周知内容の見直し

従前の周知方法は、基本的には、ホームルームにおいて、担任が相談窓口の案内文を配り、口頭で文書の内容を補足したり、学校のHPに掲載するだけの形式的な周知方法にとどまっている場合が多いと思われる。

そこで、前記2(2)で指摘した自死予防教育の際に、合わせて、相談窓口（問題解決のために、必要に応じて、

相談に関する専門職や機関が対応することも可能であること)や相談マニュアルなどの説明を行っていただきたい。また、相談しやすい環境作りのためには、相談対応をする者(保健カウンセリング担当、スクールカウンセラー)を全校生徒に広く認知してもらい、親近感を高める必要があると思われるため、自死予防教育の際に直接紹介したり、年度初めに自己紹介文を配布するなどして相談対応者の人となりを知ってもらう機会を作ることも一考していただきたい。

- ② 現行の担任・副担任制を前提としたうえで、生徒が抱える悩みについて情報を共有する手段を講じる、あるいは、複数担任制(2名が担任)を導入することにより、個々の生徒に対してよりきめ細やかに対応することが可能となり、生徒の抱える悩みや問題の早期発見、対応にも資すると思われる。

また、教職員の立場からしても、複数担任制の導入により、ホームルーム運営や生徒の指導について、担任間で情報の共有、相談、役割分担を行うことにより、業務及び精神的負担が軽減される側面もあると思われる。

なお、県外において複数担任制を導入している公立高校も存在するようであるが、複数担任制の導入は、現行の教育課程及び人的体制の中で、校務分掌の見直しが必要とされ、教員の業務負担の軽減という面も考慮する必要がある、その導入には慎重な検討が必要であると思料されるが、実質的に複数担任制のメリットが得られるよう体制構築を検討していただきたい。

(4) 教育庁における部活動等の相談窓口の告知方法改善について

ア 問題点

教育庁においては、運動部活動については保健体育課、文化部活動については文化財課が相談窓口として存在するが、いまだ広く周知されていない。

相談窓口を設けても生徒等に伝わらなければ、意見表明をする術がないに等しい状況となってしまうため、生徒の人権保障としては十分ではない。

イ 提言

そこで、県教委におかれては、紙媒体での告知(メールアドレス、電話番号を掲載された「部活動等の在り方に関する方

針」の配布)だけでなく、県教委HPの「ホーム」メニューから運動部活動については保健体育課、文化部活動については文化財課が相談窓口となっていることを目立つ形で具体的に掲載し、インターネット等でも検索できるようにすべきである⁴¹。

(5) 部活動の実態調査結果を踏まえた対応について

ア 問題点

2022(令和4)に実施された部活動の実態調査のアンケートによれば、「暴力・暴言・ハラスメントが解決されたかどうか」という質問について、管理職と部活動指導者の多くは解決されたと回答し、部員と保護者は解決されていないと考えているとの回答が多数を占めており、学校側と生徒・保護者側で認識が乖離している。

教育庁は、学校側としては、不適切な指導等があった場合、解決に向けて対応し改善が認められたと判断したが、生徒・保護者側ではわだかまりが残っていれば解決と捉えられないということが、乖離の原因と分析している。

このような乖離した状況があると、生徒は声をあげても解決できないと捉えてしまうおそれがあるのであって、やはり、生徒の意見表明権を阻害する要因となってしまう。

イ 提言

問題解決についての評価が乖離している現状がある以上、根本的な解決のため、より積極的な対応が必要でないかを検討する必要がある。生徒側の不信感が強く学校内部だけでは適切な対応ができない場合も考えられるのであり、教育庁による調査が必要なケースを想定し、これに備えた調査態勢を構築すべきである。

(6) 生徒・保護者が参加する部活動の運営体制の構築

ア 問題点

本件は顧問Xとキャプテンである生徒Aとの間の「支配的主従関係」に起因するものであるが、顧問Xの空手部の指導・運営はこうした関係を生み出す土壌となるものであった。例え

⁴¹ 2024(令和6)年2月21日に「沖縄県教育委員会・部活動・相談したい」とのキーワードでインターネット検索をかけると県教委HPの「相談したい」というページに案内されるが、メニューに部活動に関する相談先は掲載されていない。

ば、新型コロナ下において複数の部員が活動を躊躇するにもかかわらず、顧問Xは部員の思いに向き合うことなく、部員の声をキャプテンとして表明した生徒Aをダブルバインド的状况に追い詰めさせた。こうした顧問Xの行動は「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動」（文部科学省『高等学校学習指導要領』（2019（平成30）年）31頁）という、部活動の意義を大きく裏切るものである。空手部の部員たちは自らの自主性・自発性を大きく損なわれ、顧問Xの指導・運営に従わざるを得なかったのである。

この点は、部員の保護者も同様であった。空手部には保護者が設置されておらず、日々の部活動の運営に保護者が関与することができなかった。そして、こうした状況が、保護者による顧問Xへの監督的機能を失わせ、暴言、ハラスメントを助長した可能性もある。

イ 提言

- ① 学習指導要領において確認されているように、部活動はそもそも部員である生徒の「自主的、自発的参加」により成り立つものである。本来的に部活動の運営においては生徒の自治が尊重されなければならない。

2023（令和5）年2月、本件事件をうけの高校生の代表者が自らの部活動についての意見を「沖縄県高校部活生メッセージ2023～変えよう部活、変えよう未来～」として公表した。そこで、生徒たちは指導者及び保護者に対して以下のような意見を表明している。

指導者へ

- ・私たちとコミュニケーションを取りやすい環境を作ってほしい。
- ・私たちの意見が尊重されるチームを一緒に作りたい。
- ・私たちは人形ではない、理不尽な指導をやめてほしい。
- ・互いで決めた目標に向かってハラスメントの無い指導をしてほしい。
- ・同じチーム内での指導者同士の指導方針の違いを無くしてほしい。

保護者へ

- ・私たちの 成長を見守ってほしい。
- ・私たちの部活動に関心をもってほしい。
- ・私たちの声に耳を傾けてほしい。
- ・私たちの味方でいてほしい。

この文書を真に実効力にあるものとするために、部活動の構成員である部員の「意見表明権」を保障し、それを通じた生徒の部活動運営への参加が保障されなければならない。県内の全ての部活動関係者は、生徒Aの自死という不幸な出来事を機に、生徒自らが挙げた声に正面から応答することから始めなければならない。

- ② 本件を受け、県教委は2021（令和3）年3月に「部活動等の在り方に関する方針」を改定し、併せて「部活動等における暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けて」という指針を策定した。同指針においては、「保護者会は、生徒の自治及び主体性の育成とチーム目標の達成に向けた部活動運営のサポート的存在となることが期待される。また、保護者会が民主的かつ健康的（ママ）に運営されることで、部活動に暴力・暴言・ハラスメントが持ち込まれる抑止力になることが期待できる。そのためには、生徒を第一に考え、指導者と保護者が手を携え、生徒一人ひとりの豊かな成長のために何ができるかを学び合うことが望まれる」（「部活動等の在り方に関する方針（改定版）」20頁）と記載され、保護者会の設置が提言されている。

本指針に従い、本件高校をはじめ県内各学校においてまだ設置されていない部活動がある場合には保護者会の設置を積極的に検討するよう提言する。また、県教委に対しては方針を実効力のあるものとするために保護者会の導入を啓蒙するよう求める。

- ③ 以上のとおり、本件高校をはじめ県内各学校におかれては、部活動の運営にあたり生徒の意見や自主性を尊重し、そして保護者会の設置等、保護者が部活動運営に参加できる民主的な体制を構築していただきたい。

(7) 児童生徒の相談支援・問題改善に携わった管理職や教職員の評価について

ア 問題点

- ① 教職員について不適切な指導が問題とされた場合でも、管

理職等に対し、直ちに、その旨を報告することが困難な場合もあり、結果的に見過ごされてしまうという事態も想定しうる。

- ② 管理職についてみれば、問題解決のため積極的に調査に動き事実を明らかにしたにもかかわらず、管理職であることをもって結果責任を問うようなことになれば、保身のため事実関係の隠蔽につながるおそれも否定できず、原因究明がより困難となるおそれがある。

イ 提言

- ① 児童生徒を中心に考えると、児童生徒から訴えがあった場合や不適切な指導と思われる場面に遭遇した場合は、管理職等に対し、その旨を報告し、しかるべき対応を求めるべきである。そして、管理職は、不適切な指導の改善を求めて問題提起を行ったり、問題解決に向けて児童生徒に関わった教職員については、その行動・活動についてプラスの評価を行うようにしていただきたい。例えば、児童生徒の相談に応じるなど関わりをもった教職員については「資質能力評価」の【児童生徒指導等】で評価を行う、管理職に対し問題解決に向けた提言を行うなどした場合は、学校経営目標の実現に向け、組織の一員として校務を適切に遂行したものとして【教育活動への参画】で評価を行うことが可能であると思われる。
- ② 管理職の評価者は、不適切な指導が問題とされた事案の解明のために積極的に対応した管理職について、結果責任を問うことなく、事案に応じてしかるべく適切な評価を行っていただきたい。

4 本件事案特有の問題に関連するその他の提言

(1) 教職員と生徒との連絡手段に関する指導の徹底

ア 問題点

本件においては、顧問Xと生徒Aとの間で、部活動の事務連絡や指示・指導について、LINEアプリを利用して、1対1又は部活動全体のグループLINE上のメッセージや電話のやり取りがなされていた。

県教委は、教職員の女子生徒に対するわいせつ事案の発生を受けて、2019（令和元）年12月4日に、県立学校校長宛

てに、「教職員が児童生徒等と連絡を行う際は、原則として学校の電話を使用し、職員私用の携帯電話やメールを使用しないこと。やむを得ずメール等を使用する場合は、CC等を利用するなどして管理者が連絡内容等を把握できるようにすること。また携帯電話等のメール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等を児童生徒との私的な連絡の手段として使用しない」よう通知した。そして、上記事案については、県立学校教職員を対象とする各種研修において、実例として挙げられ綱紀肅正を求めると同時に、生徒との連絡手段としてSNSを利用しないよう指導が行われるようになっていた。

しかしながら、本件事案発生時はもとより、その後の本件高校の教職員に対する調査においても、上記通知の存在は、必ずしも把握されておらず、教職員において、生徒との間でSNSを利用した連絡の禁止に関する周知が徹底されていない状況にあった。

イ 提言

現在、本件高校においては、Classiを用いて、教職員と生徒らのコミュニケーションを図るようにしており、教職員と生徒の間でSNSを用いた1対1での連絡を行わないよう指導はなされているようであるが、今後もなお、引き続き教職員と生徒の連絡手段について周知徹底する必要があると思われる。

SNSの一種であるLINEアプリは、通話料が無料で電話をすることができ、通常の電話よりも利用しやすい面があり、現在では生徒のほとんどが電話よりもLINE電話を利用しているものと思われる。それゆえ、LINE電話等を用いた連絡は、生徒や保護者の立場に立った場合、一概に全て禁止することは必ずしも現実的ではないと思われる。そうすると、授業、学校行事、部活動等に関し緊急の連絡の必要性があり、例外的にLINE等のSNSを利用することは想定され得る。

ただ、LINEはその利便性ゆえに、教職員と生徒の連絡が無制限に許されることによる弊害があり、本件も、顧問Xから生徒Aに対するLINEメッセージやLINE電話による連絡は、生徒Aの精神的ストレスの一要素となっていた可能性も認められているところである。

そこで、例外的に生徒と教職員の間でLINE等のSNSを利用した連絡を取らなければならない場合に備えて基本的なルールを決めておくべきである。⁴²

この点については、本来、県教委において、県立学校全てに適用される統一的な基準を設けるべきであり、加えて、その基準を周知し、徹底させるべきである。

(2) 子どもの自死が起きたときの対応体制の改善

ア 問題点

- ① 県教委は詳細調査を開始するにあたり、本件高校の基本調査をもとに本件を部活動のみの問題と判断し、他の自治体の第三者委員会設置方法などについて調査などを行った形跡がない。その結果、原調査委員会の調査活動が十分に行えない環境で設置される結果となった。さらに、原調査委員会の記録の保存・開示範囲などもルール化されておらず、詳細調査報告書の基礎となった資料のうち存在しないものや収集できないものが生じた。

遺族や原調査委員会が調査期間について異論を述べていたものの、当初設定していた調査期間を変更することなく調査を終了させた点で、遺族の不信感を増大させ、結果として再調査の必要性が生じた。

- ② 当再調査委員会が設置されるまで事件から1年近く要した結果、キーパーソンである生徒Aの同級生部員の卒業・当時の教職員の異動などにより調査協力の要請に時間がかかり⁴³、また、証言に協力する生徒の減少、記憶の減退、生徒Aが使用していたスマートフォンの検索履歴などが消えるなど証拠の散逸が生じてしまい、調査が難航した大きな原因にもなった。

⁴² 部活動等の在り方に関する方針（改定版）の24頁によれば「ただし、部活動時間の変更や練習試合、大会等の中止・延期等の『緊急連絡』等の場合には、指導者と部員との連絡（SNS等の活用）が、顧問から主将といった『1対1』とならないよう、複数名でのグループ（主将、副主将、マネージャ等）での連絡体制を構築することや、保護者会役員を含める等の工夫を図ること。」とある。

⁴³ 本件高校は調査に全面的に協力する姿勢であったが、卒業した生徒・異動した教職員は本件高校の部外者となってしまったため、各々の連絡先等の個人情報取得が調査の円滑性を妨げる大きな障害要因となった。

- ③ 学校人事課は、顧問Xの非違行為の有無の調査のため、2021（令和3）年4月14日から5月31日までの間、顧問X、遺族、本件高校の管理職及び教職員、空手部員からヒアリングを行っている。

関係保護者への依頼文には、調査の後にスクールカウンセラーとのカウンセリングの設定が可能であることは記されているものの、聞き取りの方法や内容について、教育庁が採用しているスクールカウンセラーやスクールロイヤーに事前に相談はなされていなかった。

また、ヒアリング調査時は生徒Aの自死から3～4か月しかたっておらず、空手部員らの心理的ケアという観点からは、ヒアリングに際し、公認心理師など心理の専門家を同席させるべきであったが同席はなされていない。

以上のとおり、学校人事課によるヒアリング調査の方法は、部活動の仲間を失った空手部員たちの心理面に対する配慮に欠けるものであった。

- ④ 以上のとおり、子どもに自死が起きたときの県教委の対応体制は不十分であり、不適切な点があったと言わざるを得ない。

イ 提言

学校の基本調査は、その調査結果がすべてではない。第三者委員会による調査の結果により、別の事実・資料が得られることで、調査結果が異なることもあり得る。仮に、調査の結果が大筋で同じであっても、追加調査でさらに詳細な事実・資料・証言などが得られることで、経緯などがより明確に把握できることがあり得る。新たに得られた事実・資料・証言から、改善すべきポイント・方法について、より具体的に分析・検討できることにつながることもある。

したがって、第三者委員会設置は、基本調査と違った結論があり得ること、また、新たに事実・資料・証言が得られる可能性があることも想定し、調査活動が十分に行える環境を構築すべきであり、合理的な理由なく調査手法・期間の限定を行ってはならない。調査委員会の設置、調査方針の決定等についても、設置段階の行政的判断に捕らわれず、選任された委員の意見、遺族の意見を聞き入れる必要がある。記録の保存・開示範囲についてもルール化すべきである。

上記の点を踏まえ、第三者委員会を設置するに際しては「設置要綱」を明文化して定めるべきである。

(3) 遺族への配慮

ア 問題点

- ① 子どもに自殺が起きたときの対応として、文科省は「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(平成22年3月)、「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂)」(平成26年7月)を策定しており、これらの手引きや指針では、遺族へのかかわり方について記載がなされている。

「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」に記載する遺族へのかかわりは、事故の緊急対応、通夜、葬儀の参列、葬儀後のかかわりなど事故直後の遺族への対応を示すものであり、また「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」は、背景調査を行うにあたって遺族とのかかわり方の一般的な留意点を示すものであり、実際に事件が起きたときは、個別の事案によって遺族に配慮すべき事項は様々である。

- ② 本件高校は、これらの手引きに従って対応を行っているものの、個別の対応について、以下のような問題が生じていた。

本件事案の発生後、1月30日に本件高校の校長Jが顧問Xと共に遺族宅に弔問に訪れているが、遺族は、校長Jの話の内容から、校長Jは生徒Aがどのような状況で亡くなったのは把握していないのではないかと疑問を抱いたようである(なお、校長Jは、同日、県教委県立学校教育課に対し、本件高校の生徒Aが1月29日に■■■■から転落か身投げしたことにより死亡したこと及び沖縄警察署が事件及び事故で捜査中であることを書面で報告しており、生徒Aが死亡するに至った状況について、把握していなかったわけではないと思われる。)

また、本件高校は、2021(令和3)年10月25日に、生徒Aの自死当時の担任が遺族宅を訪れ、生徒Aが既に亡くなっているにもかかわらず、退学の許可を求めるという内容の「退学届」への署名を両親に求めており、遺族は、本件高校の一連の対応に憤慨し、担任や当時の管理職に対して強く抗議を行った。

このように事故後の本件高校の対応の中には、深い悲しみにある遺族の心情への配慮が足りなかった面がある。

- ③ 第三者委員会設置に関する遺族の要望・意見のヒアリングが不十分であった。教育庁側に遺族の気持ちに配慮する姿勢は認められるものの、遺族は子の突然の死ではかり知れない悲しみや混乱のなかにあり、物事を冷静に判断できる精神状態にないことを十分考慮した上で、第三者委員会設置についての要望・意見を慎重にヒアリングすべきであった。

また、窓口が一本化されておらず、遺族に届けられる情報が錯綜した。遺族の不信感もそのような点にも原因がある。

突然、子を失い深い悲しみにある状況で、気持ちも整理できないなか、それまで面識のなかった多数の人間とのやり取りはそれだけで多大なストレスを感じたと思われる。

また、県教委は、記者会見において、学校名を明らかにした一方で、部活動名を非公表とし、そのことを遺族の要望と説明した。しかしながら、遺族は学校名だけでなく部活動名も公表することを要望していたのであり、部活動名の非公表は、遺族の要望に基づくものではなかった。部活動名の非公表に関する方針は、教育庁の三役会議において決められており、事前の想定問題にも準備されているものであり、遺族の要望に基づいて非公表とした点は、説明の誤りにとどまるものではない。本件高校の生徒への配慮から部活動名を公表しない判断は理解しうるが、その点を事前に遺族に説明しなかった点は、遺族の心情に対する配慮を欠くものであり、非公表の理由を遺族の要望とした点は、遺族の意向を大きく裏切るものであったと言わざるを得ない。

- ④ 本件高校と教育庁は、本件事案発生後、それぞれの立場で対応を行っていたが、役割と責任が明確にされておらず、場面によっては遺族から見れば、当事者意識を欠くものとして取られることがあった。

2021（令和3）年3月26日に、本件高校体育館において保護者説明会が行われているが、この説明会に教育庁の職員はいなかった。原調査委員会を設置し、原調査を行わせたのは本件高校ではなく、教育庁であり、教育庁職員による本件高校保護者への説明が必要であった。

また、学校人事課によるヒアリングにおいて、本件高校校長（当時）から関係保護者に対し協力依頼文が送付されているが、その内容は、学校人事課から本件高校校長（当時）への依頼文の内容とほぼ同じ内容であった（「貴校を」を「本校」に修正しただけである。）。ヒアリング調査が顧問Xの懲戒処分に係るものであり、調査主体が学校人事課であることを考慮しても、本件高校が、主体的に文書を作成せず、学校人事課の文書とほぼ同じ内容の文書を送付したことは、遺族や関係保護者からすれば当事者意識を欠くものであると捉えられ、不信感を与えるものであった。本件高校は、学校人事課からの依頼文は別途参照資料として添付するなどして、本件高校教職員の自らの言葉で、当事者としての責任を明確化して、関係保護者への説明と依頼を行うべきであった。

イ 提言

本件高校の教職員である顧問Xの不適切な言動が大きな要因となって、自らの子どもが自死を選択したという状況で、本件高校及び県教委は遺族にとっては相対立する立場にある。そのような立場にある学校側としては、遺族の心情に対して細心の配慮を払うべきであったことは言うまでもない。本件高校及び県教委は、遺族の心情に対する配慮不足の原因について、改めて検証し、被害者側の心情に配慮した適切な対応ができるよう、平時の段階において、独自のマニュアルやチェックリストを作成するなどして体制を整えておくべきである。

この点で、校内研修で使用されている「信頼される教職員をめざして一人権ガイドブック」（令和5年2月改訂版）及び「体罰防止ハンドブック」（平成25年12月沖縄県教育委員会）は、被害者とその家族の視点が欠けており、加害者である教職員がどのような懲戒処分等を受けるかという視点のみで編集されており、改訂を検討する必要がある。

また、学校運営に当たり何らかの事件・事故が発生し、被害者が生じた場合には、被害者側とのやり取りを行う窓口を一本化し、被害者側の精神的負担の軽減に努めるべきである。担当職員が異動する場合には、後任者と同席して対応する引継ぎ期間を設けるなどして、十分な配慮を行うべきである。

生徒が学ぶ県立学校の教職員と教育庁の職員は、本件のような事態が生じた場合、当然、緊密に連携・協力しなければなら

ない。しかし、それぞれの役割と責任は異なるのであり、当該校は当該校としての当事者性をもって、教育庁は教育庁としての当事者性をもって、遺族・生徒・保護者に対し説明責任を果たすなど、それぞれが真摯に対応すべきである。

(4) 教育庁三役会議について

ア 問題点

三役会議（以下「三役会議」という。）のメンバーは、教育長、統括監2名、参事2名で構成される。三役会議については、議事録、メモなど協議された内容について記録が残されていない。

教育庁の要職が、重大な事項を決定する会議であるにもかかわらず、協議内容などの記録がない。当時のメンバーからのヒアリングによれば、担当課を信頼してその課の方針を追認していたように受け取れ、他方、担当課は三役会議を経たから正式な承認がされたと捉えており、意思決定の過程及び責任の所在があいまいとなっていた。

その結果、原調査委員会の設置に関しても、あいまいなまま不十分な内容で遂行されたことで、当再調査委員会による、原調査委員会設置の問題点に関する調査が十分に尽くせない状況となってしまったことは前述したとおりである。

イ 提言

三役会議については、教育行政等の重要な事項が協議されているのであるから、出席者、議事内容などを記録化した上で、保存をしておくべきである。

*本件高校及び県教委それぞれに対する提言事項については、末尾添付のとおり【本件高校への提言】【県教委への提言】として整理した。

第10 沖縄県への提言

1 「子どもの権利」に関する理解の周知（「子どもの権利条例」の制定）

本件事案を、一つの学校の一つの部活動における顧問Xと生徒Aだけの問題として捉えていては、沖縄県において再び本件のような悲惨な出来事が繰り返されうることを肝に銘じなければならない。

これまでも述べてきたとおり、本件が生じた根本的な問題とし

て、生徒Aが個人として尊重されていなかったことが挙げられる。もちろん、これは生徒Aに限ったものではなく、あらゆる個人が尊重されなければならないことは言うまでもないが、とりわけ、生徒Aのような「子ども」に関しては、未成熟であることなどを理由に権利が制限・侵害されやすいことに留意しなければならない。

日本では、1994（平成6）年に「子どもの権利条約」が批准され、2023（令和5）年4月からは「こども基本法」が施行されており、さらに沖縄県では2020（令和2）年4月から「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」が施行されており、当該条例の通称は「子どもの権利尊重条例」とされているようであるが、その実態は、家庭での虐待から児童を守ることに特化した児童虐待防止条例であって、「子どもが権利の主体である」との認識はまだ不足しているのが現状である。

沖縄県においては、「子どもの権利条約」、国連子どもの権利委員会の一般的意見及び総括所見並びにこども基本法等にのっとり、沖縄県の実情や課題に合致した「沖縄県子どもの権利条例」を制定されたい。

その内容としては、子どもが権利の主体であり、個人として尊重されその基本的人権が保障されることを大前提とし、「子どもの権利条約」の一般原則（成長発達権・最善の利益・意見表明権・差別の禁止）を軸に、子どもには様々な権利があること並びに子どもの権利を守るのが県及び大人の義務であることを明記すべきである。また、県による子どものための施策に対し子どもの意見を反映させる仕組みや、後述する子どもの相談・救済機関の設置についても盛り込むべきである。

そして、沖縄県子どもの権利条例をすべての県民に周知し、その内容について理解を得るための広報活動等を積極的にすべきである。具体的には、条例の趣旨や内容等を子どもにも大人にも理解できるようなリーフレット等を作成したり、動画を作成したり、広報イベントを開催したりするなど、県民が一体となって、子どもの権利を大切にし、個人を尊重することができる社会を醸成されたい。

2 子どもの相談・救済機関（子どもオンブズ等）の設置

沖縄県においては、子どもの権利の周知を図ることとあわせて、子どもが権利侵害を受けたときに相談し、その権利侵害状態から救済する機関を、設置することも必要である。

子どもは、未成熟で成長発達の過程にあることを理由に権利侵害を受けやすい立場にある。しかしながら、大人と異なり、子どもは選挙権がないため選挙権の行使を通じて権利侵害を是正するなど立法の過程に参加できず、また司法制度を利用することによる権利救済の途を自ら確保することは困難である。それゆえ、子どもを権利侵害状態から救済するためには、大人の場合とは異なる、子どものための特別な相談・救済機関が必要である。

そして、子どもに対する権利侵害は、家庭での虐待だけにとどまらず、学校でのいじめ、体罰、校則問題、本件のような不適切指導等もあることから、子どものあらゆる権利侵害に対して、子どもが安心して相談できる体制を構築しなければならない。

沖縄県議会において、2021（令和3）年7月26日に子どもの権利を守るための相談調査窓口として、公的な第三者機関を設置することとする決議がされたが、その後動きは見られない。日本では、1998（平成10）年に兵庫県川西市子どもの人権オンブズパーソンが設置されたことを皮切りに、2024（令和6）年2月現在、40余りの自治体において、独立した公的機関として子どもの相談・救済機関が設置されていることから⁴⁴、それらの自治体の条例及び機関を参考にして、速やかに設置に向けた動きを進められたい。

第11 むすびにかえて

子どもが生まれたとき、親となったひとは万感の思いをこめて子どもに名前をつける。そうして名付けられ、大切に育てられてきた彼の名前を「生徒A」として記すことの痛ましさを思いながら、私たち委員はこの調査を続けてきた。

この2年間、私たち調査メンバーは彼の軌跡を追うように、彼と過ごしてきたひとから彼のことを聴いた。

兄の姿を追いかけるように空手道場に通うようになったこと、ひとに何かを教えることが得意だったこと、大会で優勝したあとの教室で「チャンピオン！」と呼びかけるとにっこり笑ったこと、他の道場で稽古をするときにはその道場のひとに失礼になるといって黒帯を締めることはなかったこと、優勝した大会で、「仕上げてきたな、さすがだ

⁴⁴ 子どもオンブズを設置している都道府県は、2022（令和4）年10月現在、埼玉、秋田、長野、山梨の4県である。

な」と思わせる演武をしたこと、P道場の帰り道の車内では、教えてもらったことをスマホに記録していたこと、好きなものは唐揚げだったこと、クリスマス日にサンタクロースのふりをして両親にお手紙を書いたこと、高校を卒業した後、将来は教師になりたいと思っていたこと。

それらの話は、両親に愛されながら育ち、師匠や先輩や同級生や後輩とともに自分が好きなことに打ち込み、その好きなことの楽しさや方法を存分に周囲に分け与える、生き生きとしたひとりの子どもの姿であり青年の姿であった。

その一方で、悲しみや苛立ち、そして深い孤独を抱えていたと思われる彼の言葉や姿も聴いた。

試合の帰りに顧問に叱られていたこと、顧問に呼ばれ古紙回収をさせられて学園祭のクラスの活動に参加できなかったと怒っていたこと、足を怪我していたのに試合に出るよういわれて出場したのに叱られたこと、後輩たちの目の前でお前がいぶきを使ったから負けたと叱られたこと、部員みんなの前で「今度の大会終わったらキャプテンやめれ。」「練習には来ないであっちの道場に行っておけばいい。」「いいよ。」「見たくない。」「早く行け。気持ち悪いんだよ。」「キモい。」

「ウザい。」と言われてその場を立ち去ったこと、そしてその翌日、顧問に会うことを恐れて、「どっちに従えばいいか分からない。」「今日は帰ります。」「今日はどうしても無理です。」と言って飛び出してしまったこと、そしてそれきり会えなくなってしまったこと。

そうやっていなくなった彼が残してきた記録を私たちはひとつひとつ読んだ。子どものころからつけていた空手ノート、作文、学校アンケート、試合の競技成績、空手部員同士でなされたLINEの記録、なかでも私たち委員が今回の調査において重視したのはLINEの記録だった。そこには空手部顧問が空手部員全員に送った記録と顧問と彼とが個人的に交わしていたやりとりが残されていた。そこからは彼がどのような日々を過ごしていたのか、彼から見えていた風景がわかる。

まず何よりも先にいわなくてはならないのは、本来であれば禁止されているはずのLINEを介して、顧問は空手部員たちとつながっていた。これは、部員たちにとっては、学校教師かつ部顧問という立場が異なる大人と、プライベート空間においても接続されている状態であったことを指す。さらに部員たちは、家にいるときの自分のトレーニング動画を、トレーニングを実施した証拠として顧問に送らないと

いけなかった。そして部員たちは教頭へ提出される自主学習ノートの勉強の記録もまた、顧問に送らないといけなかった。さらに部員たちは、このノートを終了したという記録を顧問に送っていないときには、罰として丸刈りにするように顧問に言われていた。つまり部員たちは、プライベートな空間においても、ある行為を評価されたり咎められたりしていたことになる。

これらを顧問の部員たちに対する指導であり、指導力であると解釈することには無理がある。ある行為が指導とみなされるためには、合意形成が不可欠である。だが部員たちと顧問との間でその過程が形成されたという話は一切見られず、聴かれなかった。さらに、そのような顧問と部員たちとのグループLINEでのやりとりのなかで、彼の成績の悪さを揶揄（やゆ）する言葉や、彼にキャプテンを辞めろという言葉や、おまえはキャプテンだろうと責任を押し付ける言葉が残されていた。これらはすべて、空手部部員たち全員にひらかれた公開の場所で、指導者である顧問から、彼に対してなされたものである。

さらに、彼の場合はまた別の事情があった。顧問から彼に対してたびたび入電やLINEの記録が残されているが、その時刻は様々であり、顧問の連絡をしたいと思ったタイミングで彼はその連絡を受けていたことがわかっている。そしてそこには、顧問からの雑用に近い数々の指示が残されていた。

これらの指示の記録が示しているのは、高校生である彼に抱えさせてよい仕事ではないということである。だが彼は最後までひとりで、顧問から出されたそれらすべての指示に従い対応し続けている。彼が顧問からの連絡に備えて、家のなかでもイヤフォンをつけて対応しようとしていた姿を家族は目にしているが、顧問の指示とその指示に従わざるをえなかったやりとりの実際の中身は、彼がいなくなるまではっきりと外部の人間には見えないものとなっていた。

ではなぜ、こうした状況であったにも関わらず、彼はこの学校にいる教師たちに助けを求めなかったのだろうか？ この点も私たちが注目したひとつだった。それはやはり、この学校の採用している教師と生徒の関係を規定するとされているゼロ・トレランス型の生徒指導体制の影響が大きいように思われた。報告書において紙幅を割いて説明しているが、ゼロ・トレランスは、あらかじめ学校側がルールを決め、そのルール破りがあったときには、生徒側の事情を問わずに寛容なしに一律に対応することを原理とする。こうしたスタイルの生徒指

導は、生徒たちに学校教師に対して発言することや、異議申し立てを諦めさせるという形で機能することが特徴である。

この学校に通う生徒たち、そして当該部活動の部員たちもおそらく異を唱え難い環境であったことは次のエピソードからもわかる。部員たちは顧問からキャプテンである彼が強く叱責されていることを認識しており、気にかけている。そして彼がいなくなった日の前日、たくさんの部員の前で、顧問が激昂し彼に対して暴言をぶつける姿もみている。部員たちは、それまでも彼が顧問に強く叱責された際、なんとか顧問の怒りが収まるような対応策を考えたり、顧問への謝罪の言葉をアドバイスしたりしながら、彼がなんとかやっけていけるように提案している。だが、それは本来子どもたちにさせてよいことなのだろうか？子どもには権利があること、子どもの思いや恐怖、そして子どもの意見は表明され、大人たちはその実現の方法を考える存在であることを、この学校は生徒たちに明示し、実現することができなかった。

それにしても、と思う。彼が亡くなる以前に、すでに顧問の生徒たちに対する関わり方の問題性は指摘され、管理職の耳にも入っていた。他の運動部の生徒に対し顧問から暴言があり、それによって不登校になったと訴えがあった事案、遠征先で、夕食先を決めるという理由で空手部の女子部員のホテルの部屋に入室しベッドに座り話をしたこと、深夜に女子部員の部屋を訪問したこと、ある指導が特定の女性部員に集中し、それが身体に触れたという訴えがなされたとのことである。しかし管理職による部員や生徒たちへの聴き取りは一切なされておらず、管理職はただ顧問のみを呼び出して、顧問の言い分のみを前提にして事案の真偽や責任の有無、その程度を判断してきた。さらにこれらのことがあったにもかかわらず、管理職からの教員評価は極めて高い評価を得るに至っている。このことは顧問にとってみれば、自分の行為は咎められないこと、そのことはつまり自分の行為の問題性に気付き、反省する契機はことごとくつぶれてきたともいえる。だから顧問が顧問Xとなってしまったのは、生徒たちに対する数々の問題を、まさに組織が逃してしまっただけに起きたことであるともいえる。

このように生徒に不適切な関わりをする教員が、管理職に咎められることがないばかりか、高い評価がなされる学校のどこに、子どもたちが自分たちの意見が聴かれているという実感が育まれる要素があるのだろうか。校長先生は、教頭先生は、教師たちは自分たちが困ったときになんとかしてくれる、自分の意見は聴き取られる、自分たちの

存在は大事にされている、自分たちの権利・人権は守られているという実感を持つことができたのか、あらためて生徒たちの視点から考えなくてはならないのである。

この調査報告書のあて先はどこにあるのか、私たち委員もこの2年間、考え続けてきた。この報告書のあて先は、まず一義的には彼に何があったか知りたいと願い、社会や県議会に働きかけ続けてきた家族と家族の友人、知人たちである。だが同時に、顧問Xであり、顧問Xの働いていた本件高校の管理職であり、教師たちであり、県行政の担当者たちであり、子どもの傍で生きようと願うすべての大人たちである。

彼は断じて「生徒A」になっていい存在ではなかった。あのとき彼のそばにいた部員たち、そして生徒たちは、いまなお彼を亡くした傷みを抱えている。だからせめてそれを聴かせてもらい、なんとかそれを一緒に抱えさせてほしいと、あの時声をかけられなかったことをやりなおすことが、この学校の関係者たちにいまなお残された課題であると思われる。彼が「生徒A」になってしまうことによって告発した状況をかえるべく働くのは大人たちの責務である。

私たち大人は今回も子どもの傷みを聴き取り、そして子どもが死を選んでしまうような状況を止めることができなかった。だからこそ、起きてしまったことを検証し、それを踏まえ現状を変えていくことは全ての大人に課せられている課題である。本報告書を読み、提言を受けとめ、組織の検証を行ってほしい。本調査を実施し報告書を執筆してきた私たち委員はそう願っている。

彼とおなじ時を過ごしたみなさんへ

私たち委員もまた、この学校の部員や生徒たち、彼をよく知るみなさんにお伝えさせてほしいことがあります。

みなさんにとって彼がいなくなったこと、彼がこうやって「生徒A」として記載される調査や報告書が、あのとき自分に何ができたのかという後悔や傷みになるのではないかと、私たち委員はそのことを心配しています。それでも、何度も重ねて言わなくてはならないのは、この学校の生徒指導のやり方や部活動の進め方が、そもそもあなたたちの声を聴き取り、あなたたちが何かを発言し変えていくことを

難しくするようなシステムになっていた、ということです。これはみなさんの協力で、今回あきらかにされました。

今回私たちは、それを踏まえて学校や教育委員会に対して提言を出しています。それは何よりも、教師たちが生徒を管理しなくてはならない存在として扱うのではなく、子どもには権利・人権があり、子どもの意見や存在を大事にしなくてはならないという観点に基づいたものとなっています。どうか、母校であるこの学校が、恩師たちが、周りの大人たちが、これらの提言を受けて変わっていくのか、見届けてほしいと思っています。

かけがえのない高校生活という時間が、言葉にできないような時間になってしまったことを、私たちは何度も痛ましく思いながらこまできました。だからこそ、この先、この出来事を言葉にして、傷みを分かち合うことをあきらめないでほしいと思っています。

彼とともに居た友だちだからこそ難しい場合もあるでしょう。だからあなたの言葉を聴くひとは、意外に遠くにいるのかもしれませんが。でも、その言葉を聴こうとするひとは必ずいます。私たち委員の聴き取りに、強い後悔とともに彼について語り、このことをずっと考え続けているといった大人たちはいました。そしてまた、保護者や大人たちにも、このことを分かち合いたいというひとは確かにいます。

自分の傷みを言葉にすることを、それを理解するひとと出会うことをあきらめないでほしいと思います。そしてどうか新しい季節を招き入れ、大人になってほしいと思います。そうすれば彼と過ごした部活動の時間、待ち合わせをしたバス停、連れだって出かけたショッピングモール、一緒に食べたお弁当、自転車をこいだ道、一緒に見た光る夏の海、それらすべてが輝きを失わずにそこにあることに気づく日が来ます。私たちは、あなたたちにその日が来ることを願っています。

最後にこの調査に協力してくれたことの感謝を述べさせていただけたらと思います。みなさんの証言なくして、私たちは、彼がどんなひとであったのか、彼がどんなに愛されていたか、そして彼に何があったのかを知ることはできませんでした。みなさんがたくさんの傷みと思いのなかで、この聴き取りに力を貸してくれたことが、彼のことを「生徒A」ではなくて、名前を持ったひとりの人間としての彼の軌跡を私たちが知ることを支えてくれました。

委員一同、心から感謝しています。本当にありがとうございました。

以上

【本件高校への提言】

備考

1	<p>「子どもの権利条約」の理解が浸透する研修の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 教職員対象の研修実施</p> <p><input type="checkbox"/> 生徒向けの授業実施</p>	第9の2(1)
2	<p>自死予防教育・研修の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 生徒向けの自死予防授業実施</p> <p><input type="checkbox"/> 教職員対象の自死予防研修実施</p>	第9の2(2)
3	<input type="checkbox"/> 段階的指導の見直しについて	第9の2(3)
4	<input type="checkbox"/> 校則の再検討	第9の2(4)
5	<input type="checkbox"/> 「文武両道」という校風の再検討	第9の2(5)
6	<p>教職員の不適切な指導が問題とされた場合の対応</p> <p><input type="checkbox"/> 調査期間中の対象教職員の処遇</p> <p><input type="checkbox"/> 告発者等の不利益取り扱いの禁止</p> <p><input type="checkbox"/> 調査記録の保管</p> <p><input type="checkbox"/> 情報の共有</p>	第9の3(1)
7	<input type="checkbox"/> 全校的な生徒指導体制の構築	第9の3(2)
8	<p>生徒の悩みごとに対する相談体制の構築</p> <p><input type="checkbox"/> 相談マニュアルの作成</p> <p><input type="checkbox"/> 周知方法・周知内容の見直し</p>	第9の3(3)
9	<input type="checkbox"/> 生徒・保護者が参加する部活動の運営体制の構築	第9の3(6)
10	<input type="checkbox"/> 生徒の相談支援・問題改善に携わった教職員評価について	第9の3(7)
11	<input type="checkbox"/> 教職員と生徒との連絡手段に関する指導の徹底	第9の4(1)
	<input type="checkbox"/> SNS等による例外的連絡のルール作り	
12	<p>遺族への配慮</p> <p><input type="checkbox"/> マニュアルやチェックリストを作成する等の体制整備</p>	第9の4(3)

【県教委への提言】

備考

1	<p>「子どもの権利条約」の理解が浸透する研修の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 県内の全教職員対象の研修実施</p> <p><input type="checkbox"/> 教職員対象の義務研修化</p> <p><input type="checkbox"/> 県内全生徒向けの授業実施</p> <p><input type="checkbox"/> 各校で生徒向け同授業を実施したかの検証</p>	第9の2(1)
2	<p>自死予防教育・研修の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 生徒向けの自死予防授業実施</p> <p><input type="checkbox"/> 教職員対象の自死予防研修実施</p> <p><input type="checkbox"/> 教職員対象の同義務研修化</p> <p><input type="checkbox"/> 各校で生徒向け同授業を実施したかの検証</p>	第9の2(2)
3	<input type="checkbox"/> 段階的指導の見直しについて	第9の2(3)
4	<input type="checkbox"/> 教職員の懲戒制度の見直し	第9の2(6)
5	<input type="checkbox"/> 生徒等への部活動等の相談窓口の告知方法改善について	第9の3(4)
6	<input type="checkbox"/> 部活動の実態調査結果を踏まえた対応	第9の3(5)
7	<input type="checkbox"/> 生徒・保護者が参加する部活動の運営体制の構築	第9の3(6)
8	<input type="checkbox"/> 生徒の相談支援・問題改善に携わった教職員評価について	第9の3(7)
9	<p><input type="checkbox"/> 教職員と生徒との連絡手段に関する指導の徹底</p> <p>SNS等による例外的連絡のルール作り</p>	第9の4(1)
10	<input type="checkbox"/> 子どもの自死が起きたときの対応体制の改善	第9の4(2)
11	<p>遺族への配慮</p> <p><input type="checkbox"/> マニュアルやチェックリストを作成する等の体制整備</p>	第9の4(3)
12	教育庁三役会議について	第9の4(4)

令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者
再調査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 令和3年1月29日に発生した沖縄県立高等学校2年の男子生徒（以下「本件生徒」という。）の自死（以下「本件自死」という。）に係る同年3月の沖縄県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）による調査報告について、再度、本件自死に至るまでの事実経過及び背景に係る調査、検証を行うとともに、本件自死の原因の考察、本件生徒が在学した県立高等学校（以下「本件学校」という。）及び県教育委員会の対応について考察するとともに今後の再発防止を図るための提言を行うことを目的として、令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置し、この要綱において再調査委員会の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 再調査委員会は、次に掲げる事項について調査、検証、考察及び提言を行う。

- (1) 本件自死に至るまでの事実経過（本件生徒の部活動を含めた本件学校及び本件学校外における事実経過及び当時の部活動顧問による他の生徒らに対する過去の不適切な指導等の有無を含む。）及び背景を含め、本件生徒に何が起きたのかを明らかにすること。
- (2) 本件自死に至るまでの事実経過に関して、本件学校及び県教育委員会の本件生徒に対する対応及びその背景を明らかにすること。
- (3) 前2号で明らかになった事実を踏まえて、本件自死の原因や防止できなかった原因について考察する。
- (4) 第1号及び第2号によって明らかになった事実に対して、本件学校及び県教育委員会の本件自死の前後における対応が適切であったかを考察すること。
- (5) 前各号によって明らかになった事実経過及び考察から、今後の再発防止に関する提言（以下「本件提言」という。）を行うこと。

(組織)

第3条 再調査委員会は、教育、法律、心理学等に専門的な知識を有する者で、かつ、本件学校及び県教育委員会並びに本件生徒の保護者（以下「本件遺族」という。）と利害関係を有しない者で構成する。

- 2 委員の人数は7名程度とする。
- 3 委員は、沖縄県知事が依頼する。
- 4 委員の任期は、再調査委員会を設置した日から第10条第1項の報告

が終了した日までの期間とする。

- 5 委員の委任後、本件学校及び県教育委員会並びに本件遺族との利害関係が明らかとなるなど、当該委員による中立かつ公平な調査、検証、考察及び提言を行うことができないと疑うに足る相当な理由があるときその他必要があると認めるときは、沖縄県知事は当該委員を解任することができる。

(委員の役割等)

- 第4条 再調査委員会の委員は、調査方針を決定し、第7条に定める調査を行い、明らかになった事実を検証し、考察する等の役割を果たすとともに、その調査権限は全て再調査委員会に専属するものとする。
- 2 再調査委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 3 再調査委員会の委員長(以下単に「委員長」という。)は、再調査委員会の会務を総理し、再調査委員会を代表する。
- 4 再調査委員会の副委員長は委員長を補佐し委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(再調査委員会の中立性及び公平性)

- 第5条 再調査委員会は、調査によって明らかとなる事実のみ誠実に向き合うものとし、中立かつ公平に調査、検証、考察及び提言を行い、それぞれ合意形成を図るものとする。

(会議等)

- 第6条 再調査委員会の会議(以下単に「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、1回目の会議については、この限りでない。
- 2 会議は非公開とする。ただし、沖縄県情報公開条例(平成13年沖縄県条例第37号)第7条各号に掲げる情報が公になるおそれがない場合は、委員長が会議に諮って、会議の全部又は一部を公開することができる。
- 3 再調査委員会は、会議を開催したときは議事録を作成しなければならない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明又は資料の提出を求めることができる。

(調査)

- 第7条 再調査委員会は、第2条各号に掲げる所掌事務(以下単に「所掌事務」という。)を遂行するために必要があると認める場合は、次に掲げる方法により調査を行うものとする。

- (1) 県教育委員会の委員並びに沖縄県教育庁及び本件学校の職員(過去に沖縄県教育庁及び本件学校に勤務していた者(以下「過去の職

員」という。)を含む。)並びに本件遺族及び本件生徒の親族並びに本件学校の生徒及びその保護者等(本件生徒を知る卒業生、転校生等、部活動関係者並びにそれらの保護者等を含む。)その他再調査委員会が必要と認める者(以下これら全てに対し「調査対象者」という。)から、事実関係や意見等に関する陳述、説明等を求めること。

- (2) 調査対象者に対して、文書等関係資料の提出、提示、閲覧、複写等を求め、又は本件学校その他の関係する現場において資料の確認若しくは説明を求めること。
 - (3) 関係団体に照会して、必要な事項の報告及び協力を求めること。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、所掌事務を遂行するために必要となる協力を調査対象者又は公私の専門的機関に対して求めること。
- 2 再調査委員会は、前項の調査を行うにあたり、調査対象者が未成年であるときは、当該調査対象者及びその保護者の同意を得た上で、その心情に配慮し、適切な措置を講じなければならない。
 - 3 県教育委員会の委員並びに沖縄県教育庁及び本件学校の職員は、第1項に定める調査に協力するものとする。

(調査員)

第8条 再調査委員会は、所掌事務を遂行するために必要な調査を行わせるため、予算の範囲内で調査員を置くことができる。

- 2 調査員は、本件事案の調査に必要な学識経験者その他専門性を有する者で、本件学校及び県教育委員会並びに本件遺族と利害関係を有しない者(過去の職員及び関係者を含む。)のうちから、全委員の了承を得て、委員長が沖縄県知事に推薦し、沖縄県知事が依頼する。
- 3 第3条第5項の規定は、調査員について準用する。
- 4 調査員は、再調査委員会の指示により、再調査委員会の行う調査を補助し、業務を終了ときは、書面により速やかに再調査委員会に報告する。

(当事者からの意見聴取)

第9条 再調査委員会は、本件学校、当時の部活動顧問及び県教育委員会並びに本件遺族から意見表明の申し出があった場合は、意見を聴取することができる。

(報告及び公表)

第10条 再調査委員会は、所掌事務に係る調査及び審議を終えたときには、報告書(以下「本件報告書という。’)を作成し、沖縄県知事に報告する。

- 2 再調査委員会は、調査及び審議の過程において、適宜、調査及び審議の進捗状況について本件遺族に報告するものとする。
なお、報告の内容、時期、方法等については、再調査委員会の主体

的な判断のもとで行うものとする。

- 3 再調査委員会は、所掌事務についての結論及びその結論を導く根拠となった資料並びにこれらの資料により結論を導くに至った判断過程を、本件報告書にできる限り詳細かつ明確に記載するものとする。
- 4 沖縄県知事は、第1項の報告を受けたときは、速やかに本件遺族、県教育委員会及び県議会に報告する。
- 5 沖縄県知事は、速やかに本件報告書の全てをインターネットを利用して閲覧に供する方法その他の適切な方法により公表する。ただし、公表に際しては、プライバシー保護等のため、関係法令の趣旨に照らし、必要な配慮をしなければならない。
- 6 沖縄県知事は、本件報告書を公表したときは、沖縄県知事の権限の範囲内において、本件報告書の内容を踏まえ、本件提言を実現するために必要な措置を講じるよう努めるものとし、当該措置を実施する権限が県教育委員会の権限に属する場合にあっては、県教育委員会に対し、当該措置を講ずるよう要請する。

(事務局)

- 第11条 再調査委員会の事務局を、沖縄県総務部総務私学課に置く。
- 2 事務局は、再調査委員会の指示により、中立性及び公平性に配慮し、議事録の作成、予算管理、委員との連絡調整、その他委員長が必要と認める事務を取り扱う。
 - 3 再調査委員会の収集した資料等については、文書管理規程（昭和49年11月沖縄県訓令第37号）及び沖縄県文書編集保存規程（昭和49年11月沖縄県訓令第38号）に基づき、管理、保管する。

(守秘義務)

- 第12条 委員及び調査員は、再調査委員会の調査、会議等の活動に関連して知り、又は知り得た情報について秘密を厳守し、これを開示し、又は漏えいしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(予算)

- 第13条 再調査委員会の運営に必要な経費は、事務局において適切に管理、執行する。

(その他)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、再調査委員会の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

沖縄県立■■■■高等学校3年生のみなさんへ

このアンケート調査は、2021年1月30日に自死された■■■■さん(当時高校2年生、以下「■■■さん」といいます)に関するものです。

これまで、①学校による基本調査、②沖縄県教育委員会の設置した第三者委員会による調査、③沖縄県教育庁学校人事課による調査と3回の調査が実施されましたが、いまなお不明な点が多くあり、■■■さんのご遺族が再調査を強く望まれ、私たち「沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会」が結成されました。

同級生を亡くし、辛い思いをされてきたであろうみなさんに何度もお尋ねすることは心苦しく、大人の先輩として大変申し訳なく思います。ただ■■■さんがどのように過ごしていたのか、どのような思いを抱えていたのかについてはこれまでの調査では不明な点も多く、私たちはひとつでも多く■■■さんの自死に至るまでの事実経過を拾い上げ、もう二度とこのような悲しい出来事を起こさないためにどうすればよいのかをしっかりと考えていきたいと思っています。同時に、同級生を突然亡くしたみなさんが、どのような思いですごしてきたのか、その思いに学校は適切なケアを行ったのかについて教えていただきたく思います。

みなさんがご回答くださったアンケート用紙は、全て沖縄県(総務部)が厳重に管理し、■■■高校の学校関係者はこのアンケートの回答用紙そのものを確認することはできません。

回答後、この用紙を封筒に入れて3月14日までにポストに投函してください。

再調査の結果については、報告書を沖縄県のホームページで公開します。

どうかこの調査にご協力いただきますように、切にお願い申し上げます。

2022年 沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会

委員長 古堅 豊(弁護士)

1 ■■■さんについて、亡くなる前にあなたが直接知っていたことや人づてに聞いたことがありましたらお書きください。

【直接知っていたこと】

【人づてに聞いたこと】

2 ■■■さんについて、亡くなった後にあなたが直接知っていたことや人づてに聞いたことがありましたらお書きください。

【直接知っていたこと】

【人づてに聞いたこと】

3 ■■■さんが亡くなる前日である2021年1月29日の様子や行動について、あなたが直接知っていたことや人づてに聞いたことがありましたらお書きください。

【直接知っていたこと】

【人づてに聞いたこと】

4 ■■■さんが所属していた空手部の様子・雰囲気について、あなたが直接知っていることや人づてに聞いたことがありましたらお書きください。

【直接知っていたこと】

【人づてに聞いたこと】

5 空手部の元顧問である■■■先生について、あなたが直接知っていることや人づてに聞いたことがありましたらお書きください。

【直接知っていたこと】

【人づてに聞いたこと】

6 ■■■さんがお亡くなりになったことについて、担任の先生からはどのような説明があったかお書きください。

7 ■■■さんがお亡くなりになったことについて、校長先生や教頭先生からはどのような説明があったかお書きください。

8 ■■■さんがお亡くなりになったことについて、あなた自身が必要だと思ったときに学校や先生からケアをうけることができたかお書きください。

9 2021年3月26日に開催された保護者説明会では、以下のような部活動に関する学校

の改善案が説明されています。これらはどれだけ実現されたか 1 から 5 のいずれかを選んでください。

① 学校は、体罰・ハラスメントの根絶を徹底するようになったと思う。

1 全く思わない 2 少し思う 3 まあまあ思う 4 強く思う 5 わからない

② 校長先生、教頭先生は部活動を巡回するようになったと思う。

1 全く思わない 2 少し思う 3 まあまあ思う 4 強く思う 5 わからない

③ あなたが所属している部活動では保護者が設置されるなどして、保護者の声が反映されていると思う。

1 全く思わない 2 少し思う 3 まあまあ思う 4 強く思う 5 わからない

④ 部顧問のみによる運営にならないように、副顧問や他の職員による協力など、学校は部活動の運営に関わったと思う。

1 全く思わない 2 少し思う 3 まあまあ思う 4 強く思う 5 わからない

⑤ 部顧問は生徒の精神状態に気を配っていたと思う。

1 全く思わない 2 少し思う 3 まあまあ思う 4 強く思う 5 わからない

⑥ 生徒に対して部顧問は日程調整や作業の依頼を適切に行ったと思う。

1 全く思わない 2 少し思う 3 まあまあ思う 4 強く思う 5 わからない

⑦ 部活動によって学校行事などへの参加が困難にならないように配慮されていたと思う。

1 全く思わない 2 少し思う 3 まあまあ思う 4 強く思う 5 わからない

⑧ 部顧問からの連絡は電話や Classi によって適切な時間に行われていたと思う。

1 全く思わない 2 少し思う 3 まあまあ思う 4 強く思う 5 わからない

⑨ 部活動に関するアンケートは改良されたと思う。

1 全く思わない 2 少し思う 3 まあまあ思う 4 強く思う 5 わからない

⑩ 特別推薦制度で入学した生徒が部活動を辞めることがあっても、ペナルティがないことは周知されたと思う。

1 全く思わない 2 少し思う 3 まあまあ思う 4 強く思う 5 わからない

10 ■■■さんがお亡くなりになったことについて、学校や先生に対するご意見・ご要望がありましたらお書きください。

11 その他、今振り返って思うこと、ご意見、ご要望などがありましたらお書きください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

■■■さんのことについて、私たち再調査委員会にお話をしたいという方は、後日ご連絡いたしますので下記に連絡先をお書きください。

名前：

電話番号：

*重ねてお伝えしますが、このアンケートは集計に関わるもののみが確認し、学校関係者には個人がどのように回答したかは特定できない形になっております。

沖縄県立■■■■高等学校教職員・元教職員のみなさまへ

このアンケート調査は、2021年1月30日に自死された運動部キャプテン(当時■■■■高校2年生、以下「彼」といいます)に関するものです。

これまで、①学校による基本調査、②沖縄県教育委員会の設置した第三者委員会による調査、③沖縄県教育庁学校人事課による調査と3回の調査が実施されましたが、いまなお不明な点が多くあり、ご遺族が再調査を強く望まれ、私たち「沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会」が再調査を行っています。

教え子を亡くし、辛い思いをされてきただろうと思います。「彼」がどのように過ごしていたのか、どのような思いを抱えていたのかについてはこれまでの調査では不明な点も多く、私たちはひとつでも多く「彼」の自死に至るまでの事実経過を拾い上げ、もう二度とこのような悲しい出来事を起こさないためにどうすればよいのかをしっかりと考えていきたいと思っています。

みなさまがご回答くださったアンケート用紙は、全て沖縄県(総務部)が厳重に管理し、私たち第三者再調査委員のみが再調査に利用します。■■■■高校などの学校管理職(校長・教頭・事務長)・教職員や沖縄県教育庁関係者はこのアンケートの回答及び回答用紙そのものを確認することはできません。

在職時期・職務内容などによって、答えられる質問のみに回答してください。

回答後、この用紙を返信用封筒に入れて2023(令和5)年1月6日までにポストに投函してください。

もしくは aa002003@pref.okinawa.lg.jp (第三者再調査委員事務局・県総務私学課代表アドレス) に2023(令和5)年1月6日までにメールで送信してください。添付ファイルでの提出でも、メール本文への直接記入でもかまいません。質問番号を必ず明記して回答してください。

再調査の結果については、報告書を沖縄県のホームページで公開します。

どうかこの調査にご協力いただきますように、切にお願い申し上げます。

2022年 沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会

委員長	古堅 豊 (ふるげん ゆたか)	弁護士(ふるげん法律事務所)
副委員長	上間 陽子 (うえま ようこ)	琉球大学教育学部教授
委員	小西 智子 (こにし ともこ)	弁護士(学校事件・事故被害者全国弁護団 大阪弁護士会)
委員	安里 学 (あさと まなぶ)	弁護士(おきなわ法律事務所)
委員	山岸 利次 (やまぎし としつぐ)	長崎大学教育学部准教授
委員	宮城 聡 (みやぎ さとし)	医療法人卯の会新垣病院地域医療部長 沖縄県公認心理師協会事務局長
委員	宮里新之介(みやざと しんのすけ)	沖縄国際大学総合文化学部人間福祉学科
委員	上高 徳弘 (かみたか とくひろ)	沖縄教員塾塾頭

質問1 自死した「彼」について、亡くなる前にあなたが直接知っていたことや人づてに聞いたことがありましたらお書きください。

【直接知っていたこと】

【人づてに聞いたこと】

質問2 「彼」について、亡くなった後にあなたが直接知っていたことや人づてに聞いたことがありましたらお書きください。

【直接知っていたこと】

【人づてに聞いたこと】

質問3 「彼」が亡くなる前日である2021年1月29日の様子や行動について、あなたが直接知っていたことや人づてに聞いたことがありましたらお書きください。

【直接知っていたこと】

【人づてに聞いたこと】

質問4 「彼」が所属し、キャプテンを務めていた運動部の様子・雰囲気について、あなたが直接知っていることや人づてに聞いたことがありましたらお書きください。

【直接知っていたこと】

【人づてに聞いたこと】

質問5 「彼」が所属し、キャプテンを務めていた運動部の元顧問である教諭について、あなたが直接知っていることや人づてに聞いたことがありましたらお書きください。

【直接知っていたこと】

【人づてに聞いたこと】

質問6 「彼」がお亡くなりになったことについて、学校長からどのような説明があったかお書きください。

質問7 沖縄県教育委員会の設置した第三者委員会による調査報告書(「児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案に係る詳細調査報告書」A4で28ページ、「同概要版」(令和3年3月19日)はA4で8ページ、以下の質問で「調査報告書」とします)について、学校長からどのような説明があったかお書きください。

質問8 「調査報告書」では、高校総体県大会の総合優勝の連覇が当該部員や部顧問にプレッシャーになっていた可能性が指摘されています。その後も、■■■■高校では「高校総体県大会の総合優勝の連覇」の横断幕が掲示されています。この横断幕について、職員会議などで話し合われたこと、掲示の責任者など知っていることや人づてに聞いたことがありましたらお書きください。

質問9 「調査報告書」では、当該運動部の元顧問である教諭の暴言がきっかけで不登校になった生徒について書かれています。これらについて、知っていることや人づてに聞いたことがありましたら、いつ知ったかを含めて、お書きください。

質問10 「調査報告書」では、当該運動部の元顧問である教諭の他の女子部員に対する不適切な関わりについて書かれています。これらについて、知っていることや人づてに聞いたことがありましたら、いつ知ったかを含めて、お書きください。

質問11 当該運動部の元顧問である教諭によるその他の不適切な指導で知っていることや人づてに聞いたことがありましたらお書きください。

質問 12 2021 年 3 月 26 日に開催された保護者説明会では、部活動に関する学校の改善案が説明されました。この説明内容について、学校長から事前に教職員に相談や説明があったかなど、知っていることや人づてに聞いたことがありましたらお書きください。

質問 13 「彼」がお亡くなりになったことについて、学校や沖縄県教育庁に対するご意見・ご要望がありましたらお書きください。

質問 14 「彼」がお亡くなりになった後の、学校や沖縄県教育庁の対応に対するご意見・ご要望がありましたらお書きください。

質問 15 その他、今振り返って思うこと、ご意見・ご要望などがありましたらお書きください。

質問 16 ■■■高校に勤務されていたのはいつですか。
年 月から 年 月まで

質問 17 ■■■高校に勤務されていたときの職名は何ですか。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

自死された運動部キャプテンについて、もしくは当該運動部の元顧問について、私たち再調査委員会にお話をしたい方には、後日ご連絡いたします。下記もしくはメールに連絡先をお書きください。

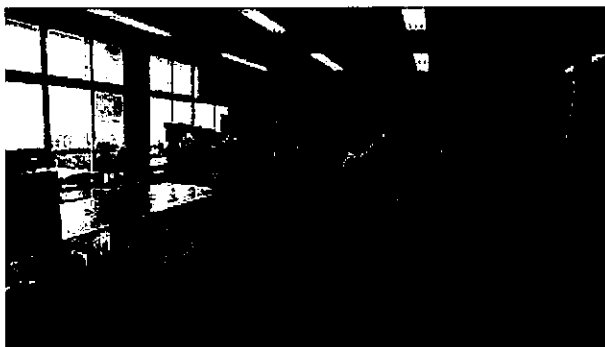
名前: _____ 電話番号: _____

*重ねてお伝えしますが、このアンケートは調査に関わるもののみが確認し、学校管理職・教職員・沖縄県教育庁関係者には個人がどのように回答したかは特定できない形になっております。

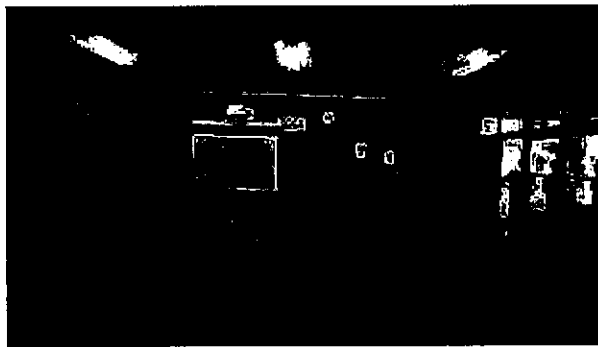
【添付資料 4】

本件高校施設写真（令和4年8月23日）

1. 職員室



2. 教室①



3. 教室②（窓景色）



4. 2年生校舎①運動場側（部室横）



5. 2年生校舎②正面側



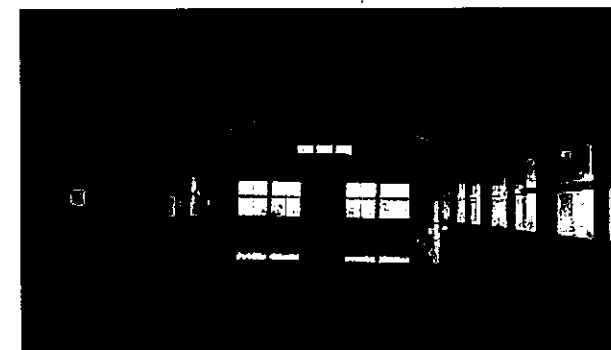
6. 武道場①階段



7. 武道場②入口



8. 武道場③



9. 武道場④



10. 武道場⑤ (窓景色)



11. 中庭スペース



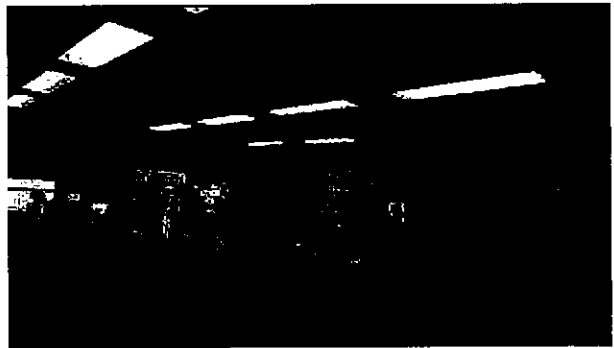
12. 駐輪場



13. ゴミ置き場



14. 体育教科準備室①



第三者再調査委員会 検討資料一覧表

No	会議	文書件名・内容等
1	第1回	第1回式次第
2	第1回	第1回配席図
3	第1回	令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会 委員名簿
4	第1回	令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会設置要綱
5	第1回	沖縄県情報公開条例(平成13年沖縄県条例第37号)
6	第1回	陳情文書表(文教厚生委員会・令和3年6月18日第118号)
7	第1回	要望書(令和4年1月4日御遺族)、要望書(令和4年1月5日保護者有志)
8	第1回	県立高校生自死事案について全容解明のための再調査等を求める決議(沖縄県議会)
9	第1回	新聞記事等
10	第1回	児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案に係る詳細調査報告書
11	第1回	児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案に係る詳細調査報告書(概要版)
12	第1回	県立高校生自死事案に係る詳細調査結果のまとめ(令和3年3月22日 沖縄県教育委員会)
13	第1回	子どもの自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書(令和3年2月8日 本件高校)
14	第1回	今後の進め方について委員に確認したい事項(令和4年1月6日(水))
15	第1回	第三者再調査委員会(他県との比較) (※沖縄県・鹿児島県・新潟県・岩手県・奄美市 比較一覧表)
16	第1回	他県の調査委員会の調査経緯及び調査概要(報告書より抜粋) (※鹿児島県・新潟県・岩手県・奄美市)
17	第1回	他県における第三者再調査委員会報告書(鹿児島県・新潟県・岩手県・奄美市・大津市)
18	第2回	第2回式次第(案)
19	第2回	第2回配席図
20	第2回	要望書(令和4年1月4日御遺族)、要望書(令和4年1月5日保護者有志)
21	第2回	沖縄県文教厚生委員会記録(令和3年7月15日)
22	第2回	基本調査(学校)・詳細調査(第三者委員会)・記者会見後における改善点について(本件高校校長)
23	第2回	【令和4年1月26日教県第1795号】本件高校事案に関する資料について 本件高校が実施した基本調査報告書及び関係資料一式 (①子供の自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書、②沖縄警察署からの報告、③生活環境調査票、④高等学校生徒指導要録、⑤2学期の個人成績、⑥図書貸し出し票(令和元年度)、⑦校内弁論大会1学年代表原稿(令和元年度)、⑧スクールカウンセラーからの資料、⑨告別式新聞広告、⑩令和2年度第1回～第3回進路調査結果、⑪令和2年度教育相談係が実施した各種啓発の案内状況、⑫職員聞き取り調査報告書、⑬ご遺族との記録、⑭ご遺族への謝罪報告、⑮顧問Xからの聞き取り、⑯生徒アンケート解答用紙) (※令和4年1月19日総総第2889-2号の依頼文書に対する回答)
24	第2回	本件高校空手部名簿(R元～R3)
25	第2回	沖縄県教育委員会の設置した調査委員会調査の基礎資料
26	第2回	【令和4年1月26日教人第1765号】資料提供について(回答) 学校人事課による懲戒処分に係る資料一式 (①顧問Xの言動に係る聞き取り結果一覧、②学校人事課・聞き取り調査対象者一覧、③御遺族聞き取り関係、④顧問X聞き取り関係、⑤教諭等聞き取り関係、⑥空手部員聞き取り関係) (※令和4年1月19日総総第2889-3号の依頼文書に対する回答)
27	第2回	調査方針検討
28	第2回	調査報告書の聞き取り一覧
29	第2回	事務局説明関連資料(①メーリングリスト関連資料、②当委員会における連絡及び情報共有の方法について)
30	第2回	第1回会議議事概要
31	第2回	新聞記事
32	御遺族提供	生徒Aとの会話の内容(御遺族作成 H31.4.27～R2.11.8)
33	御遺族提供	2月13日(土)部員への聞き取り(母親作成 R3.2.13生徒Aと親交のある部員から聞き取った内容)
34	御遺族提供	空手部保護者から県教育委員会へ提出された資料
35	御遺族提供	新聞記事(H31.4.28沖縄タイムス)※名前を間違えてエントリーした試合のメモ書きあり
36	御遺族提供	運営補助員の名札(名前の間違い)
37	御遺族提供	お薬手帳(鎮痛剤の処方)※ケガをおして試合出場した

No	会議	文書件名・内容等
38	御遺族提供	御遺族宅にて（教頭Kからの資料）
39	御遺族提供	基本調査（学校）・詳細調査（第三者委員会）・記者会見後における改善点について（R3.3.26本件高校保護者説明会）
40	御遺族提供	部活動生徒の自死案件に係る聞き取り調査について（空手部保護者説明会の際（教育庁学校人事課聞き取りに対する同意書様式））
41	御遺族提供	新聞記事（①九州新人南ブロック大会（優勝）、②全九州高校新人大会（優勝）2020.11.13沖縄タイムス、③県高校新人体育大会、④県高校夏季大会）
42	御遺族提供	2019.3月中学卒業式当日にサプライズで生徒Aから両親に渡された手紙
43	御遺族提供	高校2年読書感想文
44	御遺族提供	LINE履歴
45	御遺族提供	練習日誌
46	御遺族提供	沖縄県教育委員会からの資料（①児童生徒の事件等報告書【第1報についてR3.2.1】、②児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案に係る調査委員の推薦について（依頼）※沖縄県教育委員会教育長から沖縄県弁護士会会長宛て、③一般社団法人沖縄県公認心理師協会会長から沖縄県教育委員会教育長宛て調査委員の推薦書、④生徒の自殺に対するコメント（教育長）、⑤高校生の自殺事案について（R3.2.15教育庁県立学校教育課）、⑥子供の自殺が起きたときの背景調査における詳細調査に移行する際の確認事項（R3.2.15教育長県立学校教育課）、⑦沖縄弁護士会から沖縄県教育委員会教育長あて調査委員の推薦書、⑧予算執行伺い（写）「児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案に係る詳細調査に係る委託料の執行について」、⑨起案書（写）「令和3年第4回教育委員会会議への議案提出について」）
47	第3回	第3回式次第（案）
48	第3回	第3回配席図
49	第3回	これまでの聴取結果の個別シート（生徒・教員）
50	第3回	聴き取り調査対象リスト（委員長作成）、②第三者調査チーム聴き取りリスト、③学校人事課聴き取り調査対象者一覧、④本件学校の教職員一覧（担当教科）
51	第3回	本件高校実施の学校基本調査 生徒アンケート回答一覧
52	第3回	聞き取り調査（3月実施分）に関するメモ、個人情報の取扱に関する同意書
53	第3回	本件高校卒業生へのアンケート回答（3/8迄回収分）
54	第3回	保護者有志提供資料
55	第3回	第2回会議議事録（議事概要）、（逐語録）、（議事要旨）
56	第3回	本件高校3年生へのアンケート調査票
57	第3回	新聞記事（第2回会議・長崎県第三者委員会）
58	第3回	御遺族からの提供資料（①加古川市いじめ防止対策改善基本5カ年計画、②スクールハラスメント防止及び対策のための規則（学校法人平山学園聖清林館高等学校））
59	第3回	【全力部活】「仲間に支えられて 本件高校空手部」琉球放送
60	第4回	第4回式次第（案）
61	第4回	第4回配席図
62	第4回	本件高校生徒アンケート調査集計一覧
63	第4回	本件高生徒アンケート調査票（個票）写し
64	第4回	聞き取り調査（3月実施）一覧表、ヒアリング記録
65	第4回	自死生徒のLINE履歴写し（22件）
66	第4回	聴き取り調査の基本的事項（たたき台）、聴取報告書様式案、聴き取り調査スケジュール案、調査対象者一覧（たたき台）
67	第4回	質問事項（O氏、P氏）
68	第4回	部活動等（スポーツ少年団含む）における望ましい指導の在り方について（令和4年4月1日教保第2号）
69	第4回	県立学校における生徒自死事案を受けた再発防止のための取り組みについて（通知）（令和4年2月22日教入第1890号、教保第1950号、教保第1810号）
70	第4回	部活動の在り方に関する方針（改定版）令和3年12月 沖縄県教育委員会
71	第4回	新聞記事（R4.3.18沖縄タイムス、琉球新報）
72	第4回	第3回会議議事録（議事概要）、（逐語録）、（議事要旨）
73	第4回	空手大会ビデオ（DVD）
74	第5回	第5回式次第（案）
75	第5回	第5回配席図
76	第5回	本件高校生徒アンケート調査集計一覧
77	第5回	本件高校生徒アンケート調査票（個票）写し

No	会議	文書件名・内容等
78	第5回	【令和4年4月27日教人第211号】提供資料について（回答）（※顧問Xの教頭昇任試験の受験） （※令和4年4月20日総総第221号の依頼文書に対する回答）
79	第5回	〇氏提供資料（顧問XからのLINE写し）
80	第5回	第4回会議議事録（議事概要）、（逐語録）、（議事要旨）
81	第5回	JKFan 空手道マガジン 2019.9 P102～P103
82	第5回	県内新聞記事
83	第5回	信頼される教職員をめざして -人権ガイドブック(改訂版)-
84	第5回	体罰防止ハンドブック（体罰の根絶と児童生徒理解に向けて）
85	第5回	審議会等の構成員に対する謝礼金支払基準について（通知）（平成18年3月31日総財第2271号）
86	第5回	研修会、講習会等における講師等謝礼金の支払基準について（昭和63年10月25日総財第543号）
87	第6回	第6回式次第（案）
88	第6回	第6回配席図
89	第6回	【令和4年5月25日教総第211-2号】令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会の調査への協力について（回答）（①聞き取り対象職員の現在の所属、②本件高校の校務分掌、③県立学校における部活動について、④分散登校に関する通知）（※令和4年5月16日総総第424号の依頼文書に対する回答）
90	第6回	教員聞き取り調査日程一覧表
91	第6回	録音データの提供にかかる事務局資料（当委員会設置要綱、県情報公開条例）
92	第6回	6月聞き取り調査 委員日程調整表（6/7 16時時点）
93	第6回	第三者委員会の設置目的及び報告書項目案（①県立高校生自死事案に係る委細調査結果のまとめ、②児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案に係る委細調査報告書、③鹿児島県いじめ再調査委員会報告書）
94	第6回	調査員4名の追加
95	第6回	聞き取り調査の対象者一覧表（第4回会議資料No.6修正）
96	第6回	第5回会議議事録（議事概要）、（逐語録）、（議事要旨）
97	第6回	本件高校保護者から本委員会あて資料送付（5/30受付）
98	第7回	第7回式次第（案）
99	第7回	第7回配席図
100	第7回	【令和4年6月13日教保第419号】令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会の調査への協力について（回答）（県立学校における地域の感染レベルに応じた感染症対策等の通知文） （※令和4年6月10日総総第706号の依頼文書に対する回答）
101	第7回	個人情報保護に関する誓約書（案）
102	第7回	生徒・保護者への聞き取り調査協力依頼・同意書（案）
103	第7回	【令和4年7月13日教総第496号】令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会の調査への協力について（回答）（※(1)生徒・保護者ら聞き取り対象者の連絡先提供依頼に対して、学校経由で依頼文を送付する形で協力する旨回答、(2)顧問Xの連絡先提供） （※令和4年7月6日総総第931号依頼文への回答）
104	第7回	高体連空手道専門部（沖縄県）役員名簿（R3、R2）
105	第7回	聞き取り調査の対象者一覧表（第4回会議資料No.6修正）R4.7.8
106	第7回	御遺族提供資料（LINEデータ追加）
107	第7回	第6回会議議事録（議事概要）、（逐語録）、（議事要旨）
108	第8回	第8回式次第（案）
109	第8回	第8回配席図
110	第8回	8月聞き取り調査聴取割り振り表（案）
111	第8回	10月～12月会議日程表
112	第8回	聴取事項の確認（尋問事項・案①クラスメイト、②外部空手指導者、③空手部後輩、④空手部先輩、⑤空手部同級生、⑥保護者）
113	第8回	LINEについて
114	第8回	聞き取り調査の対象者一覧表（第4回会議資料No.6修正）R4.7.8
115	第8回	第7回会議議事録（議事概要）、（逐語録）、（議事要旨）
116	第9回	第9回式次第（案）
117	第9回	第9回配席図
118	第9回	本件高校視察（8/23）写真
119	第9回	調査要望事項、調査要望事項補足説明
120	第9回	新聞記事（R4.9.1 保護者有志・子 ¹⁹³ ら始め第三者機関設置）

No	会議	文書件名・内容等
121	第9回	私費会計取扱マニュアル
122	第9回	聞き取り調査の対象者一覧表（第4回会議資料No.6修正）R4.9.2
123	第9回	第8回会議議事録（議事概要）、（逐語録）、（議事要旨）
124	第10回	第10回式次第（案）
125	第10回	第10回配席図
126	第10回	10月聞き取り調査（再依頼）・回答状況 ①【令和4年9月16日総総第1450号】令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会の調査への協力について（依頼）（※県立学校教育課長あて再依頼文書送付依頼） ②令和4年9月16日総総第1450号 聞き取り調査への協力について（再依頼）（※聞き取り調査の協力が得られていない対象者への再度の協力依頼） ③聞き取り調査にかかる確認書
127	第10回	聞き取り以外の調査（①教職員アンケート調査（案）、②教育庁を通じた本件高校の調査、③教育庁への調査、④その他の調査、⑤県議会への要望）
128	第10回	委員・調査員スケジュール（10月～11月聞き取り調査検討用）
129	第10回	スマホ写真（アプリ確認）
130	第10回	上問委員メール（確認したいこと）
131	第10回	聞き取り調査の対象者一覧表（第4回会議資料No.6修正）R4.10.3
132	第10回	第9回会議議事録（議事概要）、（逐語録）、（議事要旨）
133	第11回	第11回式次第（案）
134	第11回	第11回配席図
135	第11回	10月～11月聴取割り振り表
136	第11回	教職員アンケート調査・情報提供依頼文 【令和4年10月25日総総第1740号】令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会の調査への協力について（依頼）
137	第11回	スマートフォン調査見積書
138	第11回	【令和4年11月4日教総第924-2号】令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会の調査への協力について（回答） （※令和4年10月25日総総第1740号の依頼文書に対する一部回答）
139	第11回	令和5年1月～3月会議日程調整表
140	第11回	聞き取り調査の対象者一覧表（第4回会議資料No.6修正）R4.10.31
141	第11回	第10回会議議事録（議事概要）、（逐語録）、（議事要旨）
142	第12回	第12回式次第（案）
143	第12回	第12回配席図
144	第12回	12月聴取割り振り表
145	第12回	教職員アンケート調査票・協力依頼文（①令和4年11月25日事務連絡 令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する教職員アンケートへの回答について（依頼）、②令和4年12月1日教総第1532号 令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する教職員アンケートへの協力について（依頼））
146	第12回	スマートフォン調査にかかる会議資料等（①事業者との調整メモ、②質疑回答文、③事業者説明資料）
147	第12回	【令和4年11月14日教総第924-3号】令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会の調査への協力について（回答）（※教職員名簿提出） （※令和4年10月25日総総第1740号の依頼文書に対する一部回答）
148	第12回	【令和4年11月22日教総第924-4号】令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会の調査への協力について（回答）（※①学校日誌、②体育館割当表、③グラウンド割当表、④顧問Xの教職員評価システムの育成・評価記録書Ⅰ・Ⅱ 提出） （※令和4年10月25日総総第1740号の依頼文書に対する一部回答）
149	第12回	教職員アンケート回答（No.1）
150	第12回	聞き取り調査の対象者一覧表（第4回会議資料No.6修正）R4.12.5
151	第12回	第11回会議議事録（議事概要）、（逐語録）、（議事要旨）
152	第13回	第13回式次第（案）
153	第13回	第13回配席図
154	第13回	教職員アンケート回答票
155	第13回	【令和5年1月11日教総第1140-2号】令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会の調査への協力について（回答）（※①顧問Xの教職員評価システムの育成・評価記録書Ⅰ・Ⅱ（H29・H30年度分）、②評価方法・評価基準、評価割合等が分かる資料（H29～R2年度分））（※令和4年12月20日総総第2304号の依頼文書に対する回答）
156	第13回	1月聴取割り振り表

No	会議	文書件名・内容等
157	第13回	聞き取り調査の対象者一覧表（第4回会議資料No.6修正）R5.1.10
158	第13回	第12回会議議事録（議事概要）、（逐語録）、（議事要旨）
159	第14回	第14回式次第（案）
160	第14回	第14回配席図
161	第14回	【令和5年2月1日教総第1279-2号】令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会の調査への協力について（回答）（※①校長Jの連絡先） （※令和5年1月24日総総第2568号の依頼文書に対する回答）
162	第14回	2月聴取割り振り表
163	第14回	報告書たたき台資料（A3）
164	第14回	校長Jへの協力依頼文書
165	第14回	（参考①）スマートフォン調査委託関係資料
166	第14回	（参考②）2月10日・11日新聞記事
167	第14回	聞き取り調査の対象者一覧表（第4回会議資料No.6修正）R5.2.7
168	第14回	第13回会議議事録（議事概要）、（逐語録）、（議事要旨）
169	第15回	第15回式次第（案）
170	第15回	第15回配席図
171	第15回	報告書たたき台資料
172	第15回	4月～6月会議日程（案）
173	第15回	古堅委員長 調査検討資料取り纏め
174	第15回	安里委員 調査検討資料
175	第15回	山岸委員 調査検討資料（南部先生報告、桜宮地裁抜粋）
176	第15回	教育委員会の対応窓口等の確認について
177	第15回	聞き取り調査の対象者一覧表（第4回会議資料No.6修正）R5.2.24
178	第15回	第14回会議議事録（議事概要）、（逐語録）、（議事要旨）
179	第16回	第16回式次第（案）
180	第16回	第16回配席図
181	第16回	スマートフォン調査結果
182	第16回	御遺族提供資料（①高校推薦の校内申込書、推薦申請書、活動継続確約書、②H30年度通知表、③キャリアパスノート、④●●ノート（一部抜粋））
183	第16回	南部先生への質問（案）
184	第16回	古堅委員長 調査検討資料取り纏め（第15回会議資料）
185	第16回	【令和5年4月14日●●第53号】令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会の調査への協力について（提出）（※①本件高校への質問事項に関する回答、②緊急連絡【第1報告書】、③児童生徒の事件等報告書【第1報について（令和3年2月1日）】）（※令和5年4月3日総総第7号の依頼文書に対する回答）
186	第16回	【令和5年4月19日教総第11-2号】令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会の調査への協力について（回答）（※①教育委員会に対する質問事項についての回答、②【令和元年12月4日教人第1489号】教職員の綱紀粛正と服務規律の確保について（通知）、③教育委員勉強会日程（案）、【取扱注意】県立高校生自死事案に係る詳細調査結果について、④管理職の教職員評価システムの評価記録書） （※令和5年4月3日総総第7号の依頼文書に対する回答）
187	第16回	【令和5年4月19日教総第52-2号】令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会の調査への協力について（回答）（※①聞き取り対象者職員との連絡先等） （※令和5年4月11日総総第109号の依頼文書に対する回答）
188	第16回	4月～5月聞き取り日程調整、指導死講義の日程調整
189	第16回	部活クラスター（上高委員提供）
190	第16回	南部先生への質問（案）
191	第16回	聞き取り調査の対象者一覧表（第4回会議資料No.6修正）R5.2.24
192	第16回	第15回会議議事録（議事概要）、（逐語録）、（議事要旨）
193	第17回	第17回式次第（案）
194	第17回	第17回配席図
195	第17回	4月～5月聞き取り対象者名簿（案） <第16回会議資料修正・再掲>
196	第17回	古堅委員長 調査検討資料取り纏め <第15回会議資料再掲>
197	第17回	沖縄警察署照会資料
198	第17回	7月～9月会議日程（案）

No	会議	文書件名・内容等
199	第17回	聞き取り調査対象者からの提供資料
200	第17回	調査事項 上高委員
201	第17回	聞き取り調査の対象者一覧表（第4回会議資料No.6修正）R5.5.15
202	第17回	第16回会議議事録（議事概要）、（逐語録）、（議事要旨）
203	第17回	【CD-ROM】指導死にかかる南部教授講義（R5年5月9日）
204	第18回	第18回式次第（案）
205	第18回	第18回配席図
206	第18回	6月聞き取り関係書類（①【令和5年5月26日総総第525号】令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会の調査への協力について（依頼）※本件高校生2名への最後の依頼文書関連）、②校長J0602電話メモ）
207	第18回	【令和5年6月6日●●第881号】令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会の調査への協力について（提出）（※①本件高校「学校要覧」「職員必携」「進路のしおり」、②体育担当者・保健担当者氏名、③コロナ対策に関する保護者あて配布文書、④コロナ感染者報告文書、⑤イエローカードの現物） （※令和5年5月29日総総第534号の依頼文書に対する回答）
208	第18回	古堅委員長 調査検討資料取り纏め <第15回会議資料再掲>
209	第18回	6月聴取割り振り表、聞き取り調査日程表
210	第18回	顧問Xへの聞き取り調査協力依頼文
211	第18回	【令和5年6月6日教総第288-2号】令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会の調査への協力について（回答）（※①教育委員会第三者委員会の報告書を受けた、記者会見時の教育長の手元にあった資料、②県議会の想定問答集、③信頼される教職員をめざして～人権ガイドブック～の最新版、④教育委員会懲戒処分に関する規程等。④の令和元年12月4日以前の教職員スマホ・SNS等利用に関する通知文書は無し） （※令和5年5月29日総総第7号の依頼文書に対する回答）
212	第18回	聞き取り調査の対象者一覧表（第4回会議資料No.6修正）R5.6.2
213	第18回	第17回会議議事録（議事概要）、（逐語録）、（議事要旨）
214	第19回	第19回式次第（案）
215	第19回	第19回配席図
216	第19回	6月～7月聴取日程、聞き取り対象者調整状況等、校長J0704電話メモ
217	第19回	【令和5年6月30日教総第393-2号】令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会の調査への協力について（回答）（※①教育委員会に対する再質問事項についての回答、②暴力・暴言・ハラスメント防止に関する研修資料、③教職員のスマホ・SNS利用について、④県立学校部活動の実態調査） （※令和5年6月9日総総第694号の依頼文書に対する回答）
218	第19回	【令和5年6月30日●●第1097-1号】令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会の調査への協力について（提出）（※①本件高校に対する再質問事項についての回答、②ハラスメント予防措置に関する研修資料、③部活動特別推薦枠関連資料（令和4年度本件高校入学者選抜募集要項）、④「基本調査（学校）・詳細調査（第三者委員会）・記者会見後における改善点について」、⑤カウンセリング委員会資料（令和3年3月26日付け、学校全体の保護者説明会における資料）、⑥「人権・ハラスメントについて」（生徒向け・職員向け・保護者向け）、⑦「子供の自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書」） （※令和5年6月9日総総第694号の依頼文書に対する回答）
219	第19回	【令和5年7月7日●●第1370号】令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会の調査への協力について（提出）（※①本件高等学校部活動に係る活動方針（平成31年4月1日策定、令和2年5月22日一部追記）、②（カウンセリング委員会議録（メモ）①駅伝部の不登校事案に係る記録、②空手部緊急支援に係る記録）、③本件高校の職員会議議事録（令和3年1月～現在まで）） （※令和5年6月27日総総第866号の依頼文書に対する回答）
220	第19回	報告書たたき台（①第三者委員会の設置目的及び報告書項目案、②報告書たたき台（古堅委員長）、③報告書たたき台（小西委員）、④報告書たたき台（安里委員）、⑤報告書たたき台（高・教育委員会対応）（古堅委員長））
221	第19回	聞き取り調査の対象者一覧表（第4回会議資料No.6修正）R5.7.4
222	第19回	第18回会議議事録（議事概要）、（逐語録）、（議事要旨）
223	第20回	第20回式次第（案）
224	第20回	第20回配席図
225	第20回	8月聴取日程
226	第20回	報告書たたき台
227	第20回	【令和5年7月20日●●第1698号】令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会の調査への協力について（回答）（※令和3年2月2日又は2月3日の臨時職員会議の議事録。当該議事録は見当たらない旨の回答） （※令和5年7月14日総総第1085号の依頼文書に対する回答）

No	会議	文書件名・内容等
228	第20回	会議日程調整表（8月臨時会議、10月・11月会議）
229	第20回	【令和5年8月3日教総第530-2号】令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会の調査への協力について（回答）（※教育委員会に対する質問事項についての回答）（※令和5年7月19日総総第1110号の依頼文書に対する回答）
230	第20回	御遺族への確認事項
231	第20回	聞き取り対象者調整状況等（校長J 0731電話メモ）
232	第20回	聞き取り調査の対象者一覧表（第4回会議資料No.6修正）R5.7.24
233	第20回	第19回会議議事録（議事概要）、（逐語録）、（議事要旨）
234	第21回	各委員意見書（①安里委員、②宮城委員、③上高委員、④宮里委員、⑤山岸委員、⑥小西委員、⑦上間委員、⑧古堅委員長）※Web会議。各委員メールで意見送付。
235	第22回	第22回式次第（案）
236	第22回	第22回配席図
237	第22回	報告書たたき台
238	第22回	8/21臨時会議における各委員意見書（①安里委員、②宮城委員、③上高委員、④宮里委員、⑤山岸委員、⑥小西委員、⑦上間委員、⑧古堅委員長）※再掲
239	第22回	御遺族提供資料（写真）
240	第22回	今後の日程（案）
241	第22回	第22回会議文書請求（上高委員）
242	第22回	20230911質問事項案（顧問X）安里加筆2
243	第22回	20230911報告書案（事実認定・安里担当分）
244	第22回	20230911自死の原因に関する考察・案（安里加筆）提出版
245	第22回	聞き取り調査の対象者一覧表（第4回会議資料No.6修正）R5.9.1
246	第22回	第20回会議議事録（議事概要）、（逐語録）、（議事要旨）
247	第23回	第23回式次第（案）
248	第23回	第23回配席図
249	第23回	【令和5年10月6日教総第731-2号】令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会の調査への協力について（回答）（※教職員アンケート受領の記録に対する質問事項についての回答）（※令和5年9月15日総総第1558号の依頼文書に対する回答）
250	第23回	【令和5年9月27日●●第2223号】令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会の調査への協力について（回答）（※顧問Xが校長J・教頭Kに提出した、生徒Aが亡くなるまでの経緯をまとめたメモ提出）（※令和5年9月15日総総第1558号の依頼文書に対する回答）
251	第23回	校長Jからの回答（※顧問Xが校長J・教頭Kに提出した、生徒Aが亡くなるまでの経緯をまとめたメモ提出依頼に対して、手元がない旨の回答）（※令和5年9月15日総総第1558号の依頼文書に対する回答）
252	第23回	教頭Kからの回答（※顧問Xが校長J・教頭Kに提出した、生徒Aが亡くなるまでの経緯をまとめたメモ提出依頼に対して、保管が確認できなかった旨の回答）（※令和5年9月15日総総第1558号の依頼文書に対する回答）
253	第23回	県高等学校体育連盟空手道専門部からの回答（※再調査委員会からの、形の採点方法等、いぶきの判断、ハラスメント防止にかかる質問回答）（※令和5年9月15日総総第1558号の依頼文書に対する回答）
254	第23回	【令和5年9月15日総総第1558号】令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会の調査への協力について（依頼）（※沖縄県空手道連盟事務局への、①空手指導指導者登録資格、②会員に対する処分事例（部活動関連、県内での事例、顧問Xへの処分事例）、③高校空手指導者への研修について、質問）※回答無し
255	第23回	【令和5年9月15日総総第1568号】書面調査の実施について（依頼）（※自死事案に関する聞き取り調査（※質問事項を書面で代理人弁護士に送付）
256	第23回	調査を終えての意見・感想等（川津調査員・宮城調査員）
257	第23回	報告書たたき台
258	第23回	御遺族要望書、保護者有志要望書
259	第23回	聞き取り調査の対象者一覧表（第4回会議資料No.6修正）R5.9.1
260	第23回	第22回会議議事録（議事概要）、（逐語録）、（議事要旨）
261	第24回	第24回式次第（案）
262	第24回	【令和5年10月30日●●第2558号】令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会の調査への協力について（回答）（※顧問Xが校長J・教頭Kに提出した、生徒Aが亡くなるまでの経緯をまとめたメモの保管者及び保管場所）（※令和5年10月23日総総第1870号の依頼文書に対する回答）

No	会議	文書件名・内容等
263	第24回	校長Jからの回答 (※①顧問Xが校長J・教頭Kに提出した、生徒Aが亡くなるまでの経緯をまとめたメモ内容確認、②職員アンケート2名分漏れについての確認) (※令和5年10月23日総総第1870号の依頼文書に対する回答)
264	第24回	教頭Kからの回答 (※①顧問Xが校長J・教頭Kに提出した、生徒Aが亡くなるまでの経緯をまとめたメモ内容確認、②職員アンケート2名分漏れについての確認) (※令和5年9月15日総総第1558号の依頼文書に対する回答)
265	第24回	(令和5年10月27日) 沖縄県空手道連盟事務局長への再依頼 (※【令和5年9月15日総総務第1558号】令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会の調査への協力について(依頼)の再送。提出期限10/6⇒11/7に変更) ※回答無し
266	第24回	顧問X質問回答 (※質問事項を書面で代理人弁護士が回答。) (※令和5年9月15日総総第1568号依頼文書に対する回答)
267	第24回	報告書内容
268	第24回	「本件高校学校通信」(上高委員)
269	第24回	「自殺の理解とアセスメントについて」(宮城委員)
270	第24回	第24回会議議事録(議事概要)、(議事要旨)
271	第25回	報告書内容
272	第25回	第25回会議議事録(逐語録)、(議事要旨)
273	第26回	報告書内容
274	第26回	学習生無力感(ダイアグラム心理学, 北大路書房, p100) ※宮里委員
275	第26回	学習生無力感(心理学辞典普及版, 丸善株式会社, p105) ※宮里委員
276	第26回	ゼロトレランスについて ※山岸委員
277	第26回	第26回会議議事録(逐語録)、(議事要旨)
278	第27回	報告書内容
279	第27回	第27回会議議事録(逐語録)、(議事要旨)
280	第28回	報告書内容、御遺族要望書(修正)
281	第28回	第28回会議議事録(逐語録)、(議事要旨)
282	第29回	報告書内容
283	第29回	第29回会議議事録(逐語録)、(議事要旨)
284	第30回	報告書内容
285	第30回	第30回会議議事録(逐語録)、(議事要旨)
286	第31回	報告書内容、保護者有志の会要望書(修正)
287	第31回	第31回会議議事録(逐語録)、(議事要旨)
288	第32回	報告書内容
289	第32回	第32回会議議事録(逐語録)、(議事要旨)
290	第33回	報告書内容
291	第33回	第33回会議議事録(逐語録)、(議事要旨)
292	第34回	報告書内容
293	第34回	第34回会議議事録(逐語録)、(議事要旨)
294	第32回	報告書内容
295	第32回	第32回会議議事録(逐語録)、(議事要旨)
296	第33回	報告書内容
297	第33回	第33回会議議事録(逐語録)、(議事要旨)
298	第34回	報告書内容
299	第34回	第34回会議議事録(逐語録)、(議事要旨)
300	第35回	報告書内容
301	第35回	第35回会議議事録(逐語録)、(議事要旨)
302	第36回	報告書内容
303	第36回	第36回会議議事録(逐語録)、(議事要旨)
304	第37回	報告書内容
305	第37回	第37回会議議事録(逐語録)、(議事要旨)

令和 6 年 1 月 10 日

県立高等学校生徒の自死事案に関する
第三者再調査委員会
委員長 古堅 豊 殿

保護者 [REDACTED]
[REDACTED]

再調査委員会報告書作成に向けての要望書

今回の調査にむけて長期にわたり対応して頂き誠にありがとうございます。報告書作成に向けて最終段階になるかとおもいますが、保護者としての要望を以下のとおりとします。なにとぞ、事情をお察しいただき、格別の御高配を賜りますようお願いいたします。

① [REDACTED]に問題行動はありません

令和 2 年 1 月 28 日息子 [REDACTED] は、当時顧問の [REDACTED] 先生より叱責を受けました。その翌日 [REDACTED] は、自ら命を絶ってしまいました。その当日 29 日の朝、学校に行きたくない様子ではありましたが、後輩の 2 名と一緒に謝罪する意思をもって登校しました。※ラインに記載されています。その様子を妻 [REDACTED] は見送っております。それが最後の別れとは誰も思っておりませんでした。

[REDACTED] は、前回の聞き取りでもあったとおり、頑張り屋さんで心優しい思いやりのある子です。他人を傷付ける行為は一切ありませんでした。家族、親族、友人等人を大切にするひとでした。今回の行動においては、自ら命を絶つ以外の行動においては、何一つ問題になる行動はありません。報告書においては、きちんと [REDACTED] の人柄及び問題行動がなかった事を記載してほしいです。

② [REDACTED]先生の言動は明らかにパワハラである

元顧問の [REDACTED] 先生の言動については、教育委員会による第三者委員会による報告書においては、パワハラであると予想される等、不確定な部分がありましたが、人事課による生徒達の証言等により明らかにパワハラであると確信しています。報告書において十分に審査して頂き、事実上パワハラ行為があったことをきちんと証明して欲しいです。

③ 最後に

今回の報告書が [REDACTED] の「声」になります。2 度と同じような事件が繰り返さないためにも学校だけでなく、いろいろな人に幅広く知ってもらうためにどなたでも閲覧できるよう工夫をお願いします。最後になりますが、私たち家族にとっても「[REDACTED] が正しく生きていた証明」になる報告書であることを切に願います。

県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会
委員長 古堅 豊 殿

生徒遺族・沖縄県公立学校保護者有志

再調査委員会報告書作成に対する要望書

再調査委員会の皆様が、再調査全般にわたり真摯に取り組まれていることに敬意と感謝を申し上げます。被害生徒に何が合ったのかの事実調査を基本として作成される報告書であることは、本要望書も前提としております。

同時に、再調査報告書から何を読み解いていくのかは関係機関だけでなく、おとなひとり一人の課題であると理解しております。また、その教訓を生かし二度と悲劇を繰り返さない強い決意と取り組みが求められています。これらの点に鑑み、私たちとしては以下の諸点が報告書に反映されることを要望します。

特に、こどもの権利条約の4つの柱 ①差別の禁止(差別のないこと) ②子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと) ③生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること) ④子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)を踏まえ、こども基本法が制定施行されていますので、これらの原則を踏まえた再調査報告書になることを切に願います。

1 ■■■ 高校及び県立高校に望むこと

(1) 事件の教訓が活かされているのか(どのような認識に立っているのか)を整理することが必要です

■■■高校は、再調査委員会の報告書の内容を読み込み十分に理解した上で、教職員間の関わりや生徒との関わりにおいて不足していたものを明らかにし、今後の取り組みについて、生徒や保護者、さらに地域住民に丁寧に説明する責務があります。

事件後の取り組みについて、その具体的な内容を生徒や保護者に対し、「見える化」してほしいと思います。■■■高校のホームページを見ても生徒や保護者に対する説明がなく、その取り組みが見えません。

事件当初に1度だけ保護者会が開かれましたが、その後、この案件にどう対処していくのか、などの点は生徒や保護者に対して説明がなく、何らかの取り組みがあったのかも分かりません。そもそも保護者会で出された意見や要望について、3年近くが経とうとしていますが、全く回答が示されていません。

なお、保護者会で学校側の改善案なるものが出されましたが、それがどう機能しているのかを検証し、その検証結果を示す責務が学校にはあります。

(2) ■■■高校及び他の県立高校の部活動における同様な事案(パワハラ等)に関する実態把握や対応について

教育庁は、■■■高校で起きたことを対岸の火事とすることなく、どの高校でも起きうることでありと認識し、自分たちの取り組みを検証し、広く県民にその取り組みの方法や検証結果を明らかにすべきです。

当該校ケース以外にも不適切と思われる例が後を絶ちません。救済を求める声は、県教育庁への相談例として届いているでしょうし、また報道機関により報じられています。それらを含め、個々の案件が①起きたときに、どう対応しているのか、②その対応に関する基本的な約束事があるのか、などの点が見えてきません。また、③対応についての約束事があるのであれば、それを生徒や保護者に周知するという課題が残っています。

(3) こどもの人権や権利についての取り組みについて

沖縄県・教育庁・各学校は、こどもの権利を守るための取り組みを推進せねばなりません。例えば①こどもの権利への理解がなされているのか？ ②こどもの権利を守るための取り組みがなされているのか？ ③こどもの権利への理解が不足しているのであれば、理解を促すためにどのような取り組みをしていくのか？ などの諸点です。これらの課題を教職員及び生徒らと共有し、特に生徒の意見をよく聞いて解決に向けて取り組んでほしいと考えます。

なお、いじめに関する対応については当該校のホームページでも公開されていますが、部活動の問題や生徒へのハラスメント等に対する取り組みについて見えてきません。特に部活動においては後掲の日本ユニセフの「子どもの権利とスポーツの原則」及び日本スポーツ法学会の「提言」並びに文部科学省やスポーツ庁等の部活動に関するガイドラインを改めて教職員のみならず生徒らに周知していくことが必要です。

また、県教育庁が作成した部活動のガイドラインについても検証が必要になります。第1の当事者である生徒(こ

ども)の参画のもと、改めて策定すべきです。

(4)生徒の「困った」や権利侵害が起きたときの相談・予防体制をつくること

沖縄県には、こどもの権利や最善の利益を中心にした仕組み・体制が不足しています。

相談解決のための仕組みとして、スクールカウンセラーの配置だけでは限界があります。安心して気軽に相談ができ秘密が守られることは必須です。スクールカウンセラーは学校・教育委員会との関係で権限があいまいで、今のままでは学校・教育委員会に対する提言・改善の機能という点で厳しいものがあると言わざるを得ません。

初期対応を含む相談・予防体制について、これを教育委員会だけに担わせることは、今回の■■■■高校の案件をみる限り、限界とリスクがあると言わざるを得ません。

外部の意見を積極的に取り入れながら抜本的な体制を構築することが必要です。これらのことは沖縄県が主導して、県教育委員会から独立した第三者機関として相談予防解決体制づくりを推進する必要があることを示します。

(5)教職員の職場環境と子ども達に対する見方や対応との関係(教員の働き方に関する事項)

教職員が安心して自由に自分の意見や想いを伝えられる職場環境にあるのか(弱音やしんどさ含めて)は懸念する所です。

■■■■高校の事件について全くと言ってよいほど教職員の声を聞くことができません。これは当該校のみならず他の高校教職員についていえます。

こどももおとなも安心して自由に話せることや聴けることができているのか? 事件があったから話し会えないというより、話を聴き合えない環境が今回の事件を生み出したのではないのでしょうか。(疑問に思うことや違和感を伝えられず、おかしいことが見過ごされてしまっているのでは。)

そのような職場環境が根付き、まるで一つの文化でもあるかのようになっていないのでしょうか。働き方の問題は、学校づくりやこどもへの関わりと無縁ではありません。今回の事件を省みて働きやすい職場とは何なのかを考え直す必要があります。

子ども達に対する見方や対応について、ゼロトレランス(非寛容)が学校を覆っているように感じます。学校現場が息苦しく自由な意見を述べられないのではないかと危惧します。

子ども達はひとり一人が大切な存在です。こどもの人権や最善の利益を一番に考えることは大人の責務です。そのためにはこどもの声を聴くことから始めなければならず、こどもの声を聴かないでその人権を尊重することはできません。労働時間の長さだけでなく、自由に意見が言えないという職場環境の課題が全県的にあるのではと思っています。そのことは学校の構造的な課題としてとらえる必要があります。

(6)誰のため、何のための学校ですか(学校の主人公は生徒であること)を問いながら

学校・教育庁は、生徒の「声が聴こえていますか?」「聴こうとしていますか?」。当該高校のみならず、多くの高校生が傷つきました。そのことをどれだけ真摯に考え、また、それに向き合っているのでしょうか。今回の事件を再検証し、向き合い続けることなしには、傷は癒やされず、同様なことが起きてしまうのではないかとおそれます。

特に、当該校としては生徒達のためにも「触れたくない」という思いがあるのかもしれませんが、しかし、それでは決して傷は癒やされませんし、再発予防にもつながらないことが、事件後の3年間で明らかになりました。ぜひ検証等の取り組みを多くの人に可視化してください。繰り返しとなりますが、当該校のホームページからは何も見えてきません。

一人の命が絶たれたこと、命を絶たれたその一人のことを忘れないでください。この思いなくして再発予防はありません。当該校は、事件のあった1月末に、毎年、追悼集会を開くなどして、この悔しさを語り継いでください。

また、事件の検証は、当該校のみならず沖縄社会全体で共有すべき課題です。学校・県教育庁のみならず各PTA・PTA 連合会等、こどもに関わる全ての団体個人が、この事件から、自分たちの高校や現場でも起こりうる問題だと危機意識をもって権利擁護の取り組みを推進せねばなりません。残念ながら、この3年間はそういった取り組みが弱かったように感じます。

2 教育庁に望むこと

(1)教育庁の責務の明確化を望みます

事件後の教育長の姿勢からは、まるで他人事という印象を受けます。

その一例として次のことを指摘します。事件後間もなく第三者調査チームを立ち上げたのは教育庁です。その調査報告書の完成後に、前述のとおり、■■■■高校で保護者説明会が開かれました。しかし教育長はその説明会に参加していませんでした。この一点だけをみてもその対応は無責任です。

今回の案件に対して教育庁が多岐にわたる課題をどのように整理して、どのように取り組みを進めているのかについて、その全体像が全く見えてきません。

また、現在進行形の問題として、複数の高校部活動保護者から、部顧問と子どもとの関係で問題を抱え、学校や教育庁担当課に相談したが、解決に向けての動きが鈍いという、憂慮すべきケースの報告が、私たち保護者有志の下にも寄せられています。教育庁においては、ことの重大性への認識が弱いように感じます。

再調査報告書から何を読み解くのか？ 教育庁は報告書の意味を重く受け止める責務があり、改めて教育庁として自己検証の作業に着手することを望みます。

(2)再調査報告書の説明のための高校訪問を実現してほしい

沖縄県・教育庁は、再調査報告書が当該校のみの問題を扱うものではないこと、及びその案件の重大性等に鑑み、再調査報告書の中身を周知し、そこから教訓を引き出し、そして再発予防の具体的な取り組みを徹底して実施する必要があります。また、教職員、保護者、生徒、地域住民にも周知を図る責務があります。とりわけ各高校の部活動顧問らの中で再調査報告書が読まれるように対処することは必須です。そのために、例えば御遺族や有識者らが、県の予算で県内各高校を訪問し、再調査報告書の中身を説明するなどの具体的な方法を速やかに策定し、実施していただきたい。

もちろん実効的な再発防止策の策定、通報制度の設置等も必要です。現在も特別推薦入試で高校入学した生徒の中には「部活は辞められない」「部活を辞めれば高校も辞めないといけない」と考えている人がいます。そのような生徒の声を聴くたびに切ない思いに駆られます。県立高校の普通科入試に特別推薦を設ける必要があるのかも再検討して良いのではないのでしょうか。

(3)子どもの権利・子ども基本法の理解と周知の取りくみを

教育庁は、子どもの権利(子ども基本法)の理念や内容を踏まえて、それらを部活動における取組みに具体的に反映させるような計画を策定してください。

例えば「部活動におけるガイドライン」の再作成を求めたいです。その作業を進めるにあたっては、部活動やスポーツにおける子どもの権利の視点が前提になることを理解せねばなりません。子どもの権利について理解し、子どもや保護者、教職員、地域住民などの意見を取り入れながらガイドライン作成を進めること、特に、部活動の主体となる子どもの意見抜きに進めないこと、また、子どもにとって分かりやすく、活用できるものにすることが必要です。

(4)子どもが困った時の相談解決のための調整機関の設置を

■■■■高校で起きたことを「部活動」における「顧問」と「生徒」の関係における問題と限定的に捉えることは、再発防止の範囲を限定することであり、実効性を減ずるものであることを認識し、むしろ「教育の名のもとに行われるハラスメント及び不適切な関わり(教育マルトリートメント)」と認識することが必要です。

そして研修等の「啓発・精神的」取り組みで、ハラスメント及び教育マルトリートメントを解消しようとしても、それには非常に多くの時間を要します。これでは即効性を持つ「子どもの命を守る施策」とはなり得ません。

したがって、即効性と実効性を持つ取り組みとして、教員のハラスメント及び教育マルトリートメントの被害当事者及びその保護者、またはそれを見聞きした教職員や地域住民が、匿名性を確保しながら、問題を相談・通報できる仕組みを整えることが最低限必要です。この相談・通報の仕組みは高校生に限定することなく、小・中・高校等を網羅するものであることが肝要です。

つまり沖縄県には、子ども・保護者が困った時、相談及び解決のための機関を設置する必要があり、その取り組みが求められています。

現行ではスクールロイヤー制度がありますが、これは学校側から「あげる」という建付けになっていて、子どもや保護者から声をあげる仕組みにはなっていません。

たしかにスクールカウンセラーなどが、子どもの声を聴く役割を担っている面がありますが、常駐しているわけではなく、相談するためには、事前に親が担任に申し込みをするなど、子どもの側からすると利用しづらいとの声が多数あがっています。また、その位置付けや権限が曖昧であるという課題があり、スクールカウンセラー制度も抜本的に改善する必要があります。

そして「子どもの最善の利益」を保障するためには、学校や教育庁だけで問題を扱い担うという方法には限界があ

り、リスクが伴います。

したがって学校や教育行政の構造的な課題に対しては、教育庁から独立した検証調整等を行う機関設置が必要です。子どもの権利や人権救済の観点から、知事部局直轄の公的第三者相談解決機関設置が必要で、そのための論議を早急に進めることが求められます。

なお、沖縄県議会において、子どもや保護者が困った時の相談解決のための公的な第三者機関設置に関する令和3年度6月議会の全会一致の決議があります。その後の進展がみられないことを憂慮します。

例えば東京都では、平成10年度より、子どもの権利擁護相談救済機関が設置されて活動を行っています。また、令和3年3月に東京都議会では、子ども基本条例を全会一致で制定しています。この基本条例を受け、その内容を周知する取り組みが、学校・教員・子どもに対して行われています。また、学校や家庭で子どもの権利が侵害された場合に相談を受理して調査、勧告するコミッショナーも設置されています。基礎自治体として小中学校現場などを抱える市区町村に、東京都が設置費用を負担する仕組みがつけられています。なお、コミッショナーは従来の児童相談所などと異なり、相談内容を調査し首長らに指導・勧告する権限を持つ第三者委員らで構成され、その下に相談窓口となる専門員らが配置されます。

(5) 子ども基本法を中心に据えた教育行政を

子ども基本法は子どもに関しての上位法です。子ども基本法は子どもの権利条約が基本となり成立した法律です。それは子どもに関する法律(教育基本法を含む)の上位法であり、子ども施策に関する理念を掲げています。特に、子どもの声を聴きながら施策を進めることが法律に明記されています。

例えば「校則を勝手に学校や教員おとなだけで決めない」「部活動ガイドラインも教育庁だけで策定しない」等です。そのためには抜本的な意識改革も必要でしょう。子どもの権利の4原則、及び子ども基本法の意味を踏まえて、しっかりと子どもの声を聴きながら、子どもの声を反映させて、沖縄県の教育行政を推進する必要があります。

(6) 再調査委員会委員からの発信

事件の風化をさけるための取り組みについては、再調査委員会委員からの発信も必要になると考えます。

再調査委員会は報告書を作成して終了ではなく、今回示される報告書の中身を周知するための啓発活動を担うなど、各委員においても、本報告書を活かしていくような取り組みを継続していただきたいです。そして沖縄県は、再調査委員会委員が本再調査の機会に得た多くの知見を、再発予防の取り組みのために活かしていけるように、支援・推進すべきです。

また、今回の案件のように、今後も公的な第三者委員会による調査が必要となることがあります。その際に直面することが考えられる調査委員会の設置運営等に関する諸課題について、留意事項を明文化しておくことは、今回の再調査委員会の取り組みを今後活かすための一つの方法になります。

(いじめ・体罰・ハラスメントを問わず、子どもの人権侵害案件の調査・解決に関する公的第三者機関の設置に際し、専門性・公開性・透明性を確保する委員の選任方法等について、最低限遵守すべきことは何なのかを明記しておけば、それが一定のガイドラインとして役立つことになるのではないかと考えます。)

3 空手指導者・空手界に望むこと

(1) 当該競技として、この案件をどう受け止めているのか。

空手協会として、しかるべき説明及び声明を発信していただきたいと思っています。

4 全ての部活動(スポーツ)に求められること

(1) 約束事を明確にしていくこと

競技の特性などを考慮し、必要な配慮を考えていくこと、ルールを確立していくことが当該競技のみならず各競技の指導を行う上で必要になります。

今後、部活動の地域移行が進んでいくと考えます。「子どもの最善の利益」を保障するため、部活動や各競技において守らなければならないこと等の約束事の明確化が必要になります。子どもの権利の視座を持つことが、今まで以上に必要になります。そして、いつも子どもの意見を聴きながら約束事を決めて行くことが必要です。

(2) 改めて、何のため、誰のための部活動(スポーツ競技)なのかを問い続けること

指導の在り方・競技の在り方を考えるだけでなく、子どもにとって競技とは何なのか？ そこから得られることは何なのか？ 子どもにとって守られなければならないことは何なのか？ 子どもの声を聴きながら関わっているのか？ などの検証すべき諸点を整理することが求められます。

子どもは成長発達の段階にあり、ひとり一人が大切な存在であること、その意味、例えば誰一人も競技や指導者の犠牲になってはならないことなどを、競技指導者のみならず、全ての大人が問い続けていくことが必要です。部活動が地域に移行していくという流れの中で、この問いをおろそかにしてはなりません。

(3)子どもの権利擁護の立場で部活動(スポーツ)の在り方を考え実践的に取り組むこと

子どもが健やかに成長発達し豊かな心を育み充実した生活を送ることができるように、すべてのおとなが緊密に連携協力をして、スポーツにおける、子どもの権利(子どものスポーツ権)を実現していくことが求められます。

今回の再調査報告書から何を学び解いていくのか。痛ましい悲劇を起こさせないためにも、真摯に向き合い、そこで示されたことを教訓にしていくこと。再発予防のためには眼をそらさずに向き合うこと。スポーツ関係者のみならず、全てのおとなや沖縄社会の問題として認識し取り組んでいく必要があります。

5 最後に本報告書を活用すること

再調査報告書は、Aさんというかけがえのないひとりの人間の、生まれて、生きて、自死へと追い込まれ生涯を終えた、命の記録でもあると思います。

この再調査報告書に記された事実を踏まえ、子どもの命を守る術を学び、そのためにこれをどう活かしていくのかは、私たち全てのおとなの果たすべき役割です。

Aさんのことを忘れないために、また子どもの命(子どもの権利)を守るための学びの資料という観点から、御遺族の意向を踏まえた上で、沖縄県のウェブサイトにて報告書を掲載し、いつでも誰でも閲覧できる状態にして、再調査報告書を広く共有すべきです。

なお、この再調査報告書は単に部活動における顧問の不適切な対応を問題にしているのではなく、教育や学校の在り方に関する根源的な課題を突きつけるものとして捉えられねばなりません。このような視座に立ち、沖縄県及び県教育庁は、再調査報告書を公表するにあたり、御遺族の意向をよく踏まえた上で、個人情報等の人権的配慮を行いながら、他方でいたずらに墨塗りの非公開部分を増やすなどして、本報告書の活用を妨げることをないようにしてください。

また、沖縄県・県教育庁は、県下の小・中・高の各校に最低1冊は本報告書を常備させ、教職員がいつでも閲覧し、利用できるようにすべきです。その上で教職員研修会や職員会議で、あるいは生徒指導の手引きの改訂作業その他の場面で、さらには連携するスポーツ団体の指導者や関係機関に対し、本再調査報告書の活用を促す必要があります。

さらに、同報告書の各提言を着実に実行するため、具体的な年次計画を作成し、その進捗状況を定期的に確認、公表するシステムの構築を要請します。すでに兵庫県加古川市においてこうした取り組みが行われていますので参考にしてください。

最後に、御遺族からの手紙と本要望書(参考資料を除く)については、再調査報告書附属資料として、その全文を掲載することを希望します。

再調査報告書を受けた沖縄県・沖縄県教育庁への7つの提言

- 1 再調査報告書の中身を■■■■高校及び全高校の全教職員・全生徒・全保護者に周知すること。
- 2 再調査報告書を踏まえて、ハラスメント研修及び人権教育等を全教職員・全生徒に対して行うこと。特に部顧問に対しては再調査報告書を最大限に活かして例外なく重点的に研修を実施し続けること。
- 3 即効性と実効性を持つ「子どもの命を守る施策」の取り組みとして、ハラスメントを見聞きした教職員及び地域住民が、匿名性を確保し相談・通報できる仕組みを整えること。
- 4 上記3点に関し沖縄県・教育庁は行動計画を策定し、実効性ある取り組みを可視化して周知すること。
- 5 こどもの「困った」を相談解決するための人権救済機関を知事付属機関とし、公的な第三者機関として設置すること。
- 6、こどもの権利条約及び子ども基本法の考え方について理解を促す取り組みを全学校及び全教職員・全生徒に行うこと。
- 7、上記5及び6を担保するためにこどもの権利の原則を明確に定めた、子ども権利条例を制定すること。

日本スポーツ法学会提言
 (課題が整理されており、方向性が示されていると考えますので添付します)
 提言書一部抜粋

1. スポーツにおける子どもの権利(子どものスポーツ権)保障の重要性

子どもたちは、遊びやスポーツを通じて、社会性を身につけ、他者との信頼関係や協調性、自制心やルールの大切さ、相手方を尊重することなどを学ぶ。また、スポーツは、様々な場面で、子どもたちの心身の健やかな成長発達、豊かな人格形成にも資するという大きな力を発揮する。スポーツは、自発的な運動を基礎とする人類共通の文化であり、子どもたちにとっても、自己責任やフェアプレーの精神、豊かな心と他人への思いやりを育み、充実した生活と文化の向上に役立ち、幸福を追求し健康で文化的な生活を生涯にわたって営む上で不可欠の権利であると言える(日本国憲法第13条、第25条、第26条、スポーツ基本法第2条等)。そのためには、スポーツの世界でも、子どもたちが健やかに成長発達し豊かに人格を形成でき充実した生活を送ることができるよう、国、自治体、スポーツ団体、スポーツ指導者、保護者、企業等すべてのおとなたちが緊密に連携協力をして、スポーツにおける子どもの権利(子どものスポーツ権)の実現や保障に努めなければならない。

2. 「子ども中心のスポーツシステム」構築の必要性

子どもたちには、子どもの権利条約第31条にあるように、その年齢に適した遊びやレクリエーション活動に参加する権利がある。また、同条で保障される休息及び余暇の権利に基づき、子どもは親や指導者から強要されることなく、自らの意思で休息をとることも権利として認められる。また、スポーツは、年齢や性別、生まれた場所や障がいの有無にかかわらず、全ての子どもたちの成長や発達を促す大きな力を持っている。子どもたちが安心してスポーツを楽しみ、スポーツを通じて健やかに成長する権利は最も基本的な権利である。スポーツの世界でも、差別、暴力、虐待、オーバー・トレーニング、事故や怪我などのリスクや人権侵害から子どもたちは守られなければならない。

3. 体育・スポーツの現場での現状とその改善の必要性

スポーツ指導者による体罰・暴言・暴力・ハラスメント・虐待などの防止のための研修・取組などがなされつつあるが、相変わらず体罰・暴言・暴力・ハラスメント・虐待など不適切な指導やオーバー・トレーニングなどの行き過ぎた指導の結果、心身の健康や体調を損なう子どもたちも後を絶たない。また、2015年5月に、文部科学省は「運動部活動での指導のガイドライン」を策定して、運動部活動での効果的計画的指導、適切な指導と体罰などの暴力的な指導、不適切な指導方法の区別などの理解を深める取組をした。さらに、2018年3月には、スポーツ庁は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定して、学業や心身の健康との両立を図るバランスのとれた部活動の指導・運営の指針作りを目指した。

日本のスポーツ界に蔓延する、子どもの人権尊重よりも勝利を優先する風潮は、指導者個人の問題ではなく、優れた競技歴により子どもの進路に有利に働く高校や大学の推薦入試に合格するため指導者による厳しい指導を求める親や子ども自身の期待等によって支持される構造的な問題である。従って、一概に個々の指導者や保護者の責任とは言いきれない側面もあり、子どものスポーツに関わる全ての利害関係者が、勝利よりも大切なことがあるという価値観を共有し、その価値観のもとに構造的な改革を行っていく必要がある。また、このような状況を改めて、子どもたちのスポーツに関わる意思を最大限尊重し、健やかな成長を支援し、スポーツ活動における体罰・暴言・暴力・ハラスメント・虐待などを防止するとともに、事故やリスクなどから子どもたちを保護し、安全で安心なスポーツ環境を確保するためにも、スポーツにおける子どもの権利(子どものスポーツ権)を確立することが必要不可欠と言わざるを得ない。

4. 具体的な方策の提案

(1) ガイドラインや行動指針の策定・実効的な体制整備

ユニセフの「子どもの権利とスポーツの原則」(CRSP)やイギリスのチャイルド・プロテクション(CP)のようなスポーツにおける子どもの権利宣言や子どもの権利尊重原則を取り入れた各競技団体ごとの独自のガイドライ

ンや行動指針の策定が求められる。

(2) 国・地方自治体・スポーツ団体等の責務

文科省、スポーツ庁、県教育委員会、地方自治体、日本スポーツ振興センター、日本オリンピック委員会、日本スポーツ協会などの行政機関や中央総括機関は、スポーツにおける子どもの権利(子どものスポーツ権)を保障するという基本理念や具体的指針の遵守・実現を促進するとともに、子どもたちの健全で充実した豊かな成長を支えるスポーツを実現すべく、スポーツに関わる全ての団体及びおとなたちが子どもの権利保障のための取組を強化・促進しなければならない。

(3) スポーツ団体等のガバナンス体制の強化

スポーツ団体とスポーツに関わる教育機関、スポーツ指導者、スポンサー企業・組織、成人アスリート、子どもの保護者などおよそスポーツに関係する全てのおとなたちが、子どもの権利尊重の原則をスポーツ団体の意思決定プロセスに組み込み、支援先のスポーツ団体等への働きかけと対話を通じた理解を増進し、子どもたちのスポーツを通じた健やかな成長をサポートするよう持続的な働きかけをしなければならない。

(4) 子どもの人権侵害の予防と問題解決の仕組みの整備

ハラスメント・暴力・体罰・差別・いじめなどを許さないとともに、競技団体及び地方自治体は、その予防・啓発・教育に取り組み、問題が発生した場合の相談・通報制度の整備、関係調整、調査・処分手続、再発防止のためのモニタリング、関係機関との緊密な連携の仕組みを整えなければならない。

(5) 体育・スポーツ指導者の養成制度の改善・整備

イギリスでの取組みを参考にして、日本でも中学・高校の保健体育科教諭の免許を取得するための教職課程での必修科目としてスポーツ法・倫理を位置付けるとともに、専門性確保のため、中学・高校の部活動指導者は日本スポーツ協会が実施する当該種目の指導者資格の取得を義務付けたり、子どもに対してスポーツ指導をするあらゆるおとなは日本スポーツ協会の指導者資格の取得を義務付ける必要があろう。また、将来的には、学校の部活動を含む子どもに対するスポーツ指導者が定期的に受講する体罰・暴言・暴力・ハラスメント・虐待防止のための体系的な研修制度の構築が必要である。

(6) 子どもの快適なスポーツ環境の整備とスポーツ権の確立のための法整備

子どもの快適なスポーツ環境の確保とスポーツにおける子どもの権利(子どものスポーツ権)の確立のために、イギリス、オーストラリア、ノルウェーなどの先進諸国の取組みやユニセフのCRSPなどの国際的な状況を参考にして、スポーツ基本法の改正又は個別法の制定が望まれる。

つまり、日本においても、子どもの権利の尊重と実現、スポーツを通じた子どもの健やかな成長と発達の保障、スポーツにおける子どもの安全・安心とリスクからの保護、子どもの権利を守るためのガバナンス体制の整備、子どもに関わるおとな(指導者・保護者等)の理解と対話の推進、子どもの心情・意思の尊重と参加の権利などを保障するため、必要に応じて、包括的な差別・暴力・ハラスメント防止法の制定などの個別法の制定、若しくはスポーツ基本法の改正を通じて、スポーツにおける子どもの権利(子どものスポーツ権)を保障するための体系的な法制度を整備することも考えられる。

また、学校による教師の体罰については、学校教育法第11条の体罰禁止規定により対応できるが、児童虐待防止法や児童福祉法が親など家庭での子どもへの虐待を対象としているため、その他の場面での指導者による体罰・暴言・暴力・ハラスメント・虐待については、刑法の暴行罪や傷害罪等の規定により事後的に対応するほかなく、スポーツ指導者による問題行動を防止するための法制度の整備が求められる。

子どもの権利とスポーツの原則

世界では毎日、何百万人もの子どもたちがスポーツをしています。レクリエーション(遊び)として楽しむ子もいれば、将来の職業として競技スポーツを選ぶ子もいます。遊びやスポーツは、健全な成長に欠かすことができない「子どもの権利」です。すべての子どもが、安心してスポーツを楽しめるように、『子どもの権利とスポーツの原則』は、スポーツに関わるすべての方々に、子どもの健全な発達と成長を支えるスポーツ環境の実現を呼びかけます。

2018年に日本ユニセフ協会は「子どもの権利とスポーツの原則」を策定しました。それは次の10の原則からなります。詳細は <https://www.unicef.or.jp/kodomo/cre/cre/learn3/hint3/> 参照。

スポーツ団体とスポーツに関わる教育機関、スポーツ指導者に期待されること

こどもの権利とスポーツの10の原則

- 01 子どもの権利の尊重と推進にコミットする
- 02 スポーツを通じた子どものバランスのとれた成長に配慮する
- 03 子どもをスポーツに関係したリスクから保護する
- 04 子どもの健康を守る
- 05 子どもの権利を守るためのガバナンス体制を整備する
- 06 子どもに関わるおとなの理解とエンゲージメント(対話)を推進する
- スポーツ団体等を支援する企業・組織に期待されること
- 07 スポーツ団体等への支援の意思決定において子どもの権利を組み込む
- 08 支援先のスポーツ団体等に対して働きかけを行う
- 成人アスリートに期待されること
- 09 関係者への働きかけと対話を行う
- 子どもの保護者に期待されること
- 10 スポーツを通じた子どもの健全な成長をサポートする